

1. 議 事 日 程 (2 日 目)

(平成28年那智勝浦町議会第1回定例会)

平成28年3月9日
9時28分 開 議
於 議 場

日程第1	議案第34号	平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算(第6号) ……………	93
日程第2	議案第35号	平成27年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第2号) ……………	122
日程第3	議案第36号	平成27年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算(第2号) ……………	124
日程第4	議案第37号	平成27年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算(第2号) ……………	126
日程第5	議案第38号	平成27年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第2号) ……………	127
日程第6	議案第39号	平成27年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第2号) ……………	129
日程第7	議案第40号	平成27年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第2号) ……………	132
日程第8	議案第41号	那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうの指定管理者の指定について……………	134
日程第9	議案第42号	勝浦シーハウス熊野灘の指定管理者の指定について……………	138
日程第10	議案第43号	江川樋門整備工事請負契約の変更について……………	139
日程第11	議案第44号	町道の路線変更について……………	140
日程第12	発議第1号	那智勝浦町議会議事規則の一部を改正する議会議事規則……………	141
日程第13	議案第1号	平成28年度那智勝浦町一般会計予算……………	142

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	荒 尾 典 男	2 番	左 近 誠
3 番	下 崎 弘 通	4 番	中 岩 和 子
5 番	石 橋 徹 央	6 番	金 嶋 弘 幸
7 番	曾 根 和 仁	8 番	引 地 稔 治
9 番	亀 井 二三男	10 番	津 本 ・ 光
11 番	森 本 曦 夫	12 番	東 信 介

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(16名)

町 長	寺 本 眞 一	副 町 長	植 地 篤 延
教 育 長	森 崇	消 防 長	江 崎 光 洋
参 事 (総務課長)	城 本 和 男	教 育 次 長	下 康 之
総 務 課 国体推進室長	矢 熊 義 人	会 計 管 理 者	田 代 雅 伸

病院事務長 喜田 直
住民課長 玉井 弘史
観光産業課長 在 仲 靖二
水道課長 関 正行

税務課長 久葛 章功
福祉課長 大江 政典
建設課長 橋本 典幸
総務課主幹 塩地 法政

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 伊藤 善之
事務局主査 青木 徳之
事務局副主査 疋田 晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

9時28分 開議

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第34号 平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）

○議長（中岩和子君） 日程第1、議案第34号平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第34号平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,836万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9,160万9,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の規定となっております。

第3条は、地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで歳入合計で補正前の額87億2,324万9,000円、補正額2億6,836万円の増額、計89億9,160万9,000円となっております。

4ページをお願いします。

歳出ですが、款1の議会費から6ページ、款12の諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補

正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

7ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費です。

歳出予算の経費のうち、予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みであるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰り越しをお願いするものであります。

款2総務費の個人番号カード交付事業負担金から款10災害復旧費の井谷1号線道路災害復旧事業まで15件、金額にいたしまして3億3,112万6,000円の事業を翌年度に繰り越しし、平成28年度で実施するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表地方債補正です。起債の目的欄、緊急防災・減災事業、現年補助災害復旧事業、一般補助施設整備等事業について、町債の補正前の限度額15億1,590万2,000円から5,710万円を減額し、補正後の起債の限度額を14億5,880万2,000円とするものでございます。

下の9ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括として、このページの歳入、次のページ10ページの歳出について、それぞれ2億6,836万円の増額をお願いしております。

歳出の補正額の財源内訳でございますが、10ページ、国県支出金2億7,328万6,000円、地方債、減額の5,710万円、その他2,000万円、一般財源が3,217万4,000円となっております。

11ページをお願いいたします。

11ページ、2の歳入です。

款10地方交付税、目1地方交付税につきましては、補正額1億5,828万6,000万円を追加し、計は30億1,016万4,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2個人番号カード交付事業費補助金280万2,000円につきましては、個人番号カード交付事業負担金支払いのため、その金額を受け入れるものでございます。節5選挙人名簿システム改修費補助金33万円につきましては、選挙システム改修委託のため事業費の2分の1を受け入れするものでございます。節6地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金630万円につきましては、情報システム強靱性向上事業委託のための事業費の2分の1を受け入れするものでございます。節7地方創生加速化交付金4,920万円につきましては、後ほど観光産業課のほうから説明がございしますが、キッチンカーにつきましては国10分の10の補助金を受け入れるものでございます。この交付金につきましては、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、希望を生み出す強い経済を実現するため、また子育て支援や安心につながる社会保障も含めまして新3本の矢の取り組みに貢献するため、地方創生加速化交付金が創設されたものでございます。

14ページをお願いいたします。

款17寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金につきましては、節1那智の滝源流水資源保全事業基金寄附金900万円、節2まちづくり応援基金寄附金1,100万円につきましては、寄附金の見込みによりまして計上をしております。

15ページをお願いします。

下のページ、款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては1億6,000万円、目2の減債基金繰入金につきましては1億9,000万円をそれぞれ戻し入れをしております。

款19繰越金、目1繰越金につきましては、平成26年度からの繰越金2億1,098万8,000円を計上させていただきます。

16ページをお願いします。

款21町債、目1総務債では、節2一般補助施設整備等事業債で、情報システム強靱性向上事業630万円、目7の消防債では節1緊急防災・減災事業債で、津波避難困難地区対策事業で6,970万円の減額、目9災害復旧債では節4現年補助災害復旧事業債は630万円、事業費の確定により補正をさせていただきます。

下の17ページをお願いします。

3、歳出です。

まず、款1議会費や、この後の各科目につきましては、節2給料から節4の共済費までそれぞれ補正をお願いしております。これにつきましては、人事院勧告により4月分から差額支給に伴う増減となっております。

人勤の給与改定率は、昨日の条例でも御説明をさせていただきましたとおり、平均で0.4%で、これを本町の職員構成で計算してみますと給与の改定率が約0.6%、年齢構成によっても異なりますので約0.6%、一般会計では177万円の増額となっております。

それぞれの科目での説明については省略をさせていただきたくお願いを申し上げます。

18ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の給与に関する補正のうち、超勤手当60万円につきましては、企画関係の会議に係る超過勤務手当の増額をお願いするものでございます。

また、先ほど職員の給与条例の改正のときに、昨日の給与条例の改正のときに申し上げましたが、期末勤勉手当の0.1カ月分の加算分がここに計上されております。

目3財産管理、節7賃金40万6,000円は、グリーンピア南紀跡地で維持管理に従事されていた従業員の方の退職報償金をお願いするものでございます。

目6電子計算費、節13委託料1,396万3,000円は、電子計算機保守点検委託で選挙システムの改修委託、これと情報システム強靱性向上事務委託の補正をお願いするものでございます。節19負担金、補助及び交付金280万2,000円は、個人カード交付事業負担金で件数がふえたために増額をお願いするものでございます。

目7企画費、節11需用費1,000万円は、ふるさと納税の謝礼品で専決補正でも12月末までの分をお願いいたしましたが、申し込みが多く、今回はそれ以降の分を見込み補正をお願いをし

ております。

30ページをお願いします。

30ページ、款8消防費、目5災害対策費、節11需用費53万円につきましては、中里区の防災行政無線の子局の修繕を早急に行うためお願いをするものでございます。節15工事請負費6,973万2,000円の減額につきましては、下里区に設置の予定であった津波避難タワーについて、地盤が軟弱なため平成28年度に工法の変更も含めましてプロポーザル方式で建設を検討いたしたく、本年度の予算を減額するものでございます。

33ページをお願いします。

款12諸支出金、目5那智の滝源流水資源保全事業基金費、節25積立金900万円は、ふるさと納税をしていただきました寄附金を同基金に積み立てるものでございます。

目6まちづくり応援基金費、節25積立金1,100万円につきましても、同じくふるさと納税をいただきました寄附金をまちづくり応援基金寄附金に積み立てするものでございます。

次のページに給与費明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係につきましては以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 住民課の関係について御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

歳入です。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節区分6保険基盤安定負担金、補正額1,779万円は、低所得者の軽減措置の実績見込みに対する2分の1の受け入れを増額するものです。

次のページです。

項2国庫補助金、中段です。目3衛生費国庫補助金、節区分1循環型社会形成推進交付金、減額の408万7,000円は、事業実績見込み額により交付金を減額するもので、前年度分の調整も含めまして行うものでございます。

次のページです。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節区分6保険基盤安定負担金4,366万6,000円の増額です。主に、低所得者等に対する保険料の軽減分の4分の3が交付されたものでございます。

次のページです。

款15県支出金、項1県負担金で、ずれてます、済みません。項2県補助金ですね。目3衛生費補助金、節区分1浄化槽設置整備事業費補助金159万9,000円の減額です。本年度、合併浄化槽設置基数見込みが当初より少なくなりまして減額補正するものでございます。

歳出です。

20ページです。

款3民生費、目1社会福祉総務費、節区分28繰出金でございます。説明欄記載の国民健康保

除事業費特別会計への繰り出し8,064万1,000円の増額補正をいたしております。

24ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費の増額補正です。節区分19負担金、補助及び交付金は、実績見込み額により512万8,000円を減額いたします。そして、節区分23償還金利子及び割引料で、前年度に実施いたしました新ごみ処理施設建設計画に伴う支援業務に係る交付金、環境アセスメント事業でございますが、前年度の受入額を実績に基づき精算し420万5,000円の返納金が生じたものでございます。

住民課の関係は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） 水道課の関係について御説明させていただきます。

25ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目7那智の郷污水处理費に24万円の補正をお願いするものがあります。節区分14使用料及び手数料29万3,000円の減額につきましては、平成27年度当初におきまして料金調定システム借上料をお願いしておりましたが、前年度におきましてリース期間が終了となり費用が不要となりましたので、減額するものであります。節区分25積立金53万3,000円につきましては、先ほどの料金調定システム借上料の減額分と平成26年度決算までの一般会計の繰越金に含まれておりました収支の剰余金が24万円ほどありましたので、合わせて53万3,000円の補正をお願いするものであります。

30ページをお願いいたします。

款7土木費、項5都市計画費、目3下水道事業費、節28繰出金6万2,000円、これにつきましては、下水道事業費特別会計への繰り出しをお願いするものであります。

以上であります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金で、節1障害者自立支援給付費負担金2,303万2,000円、節2障害者医療費負担金15万円、節3障害児通所給付費国庫負担金150万円の増額につきましては、それぞれ障害者等の支援に対する国の負担金であります。障害福祉サービスの利用実績見込み及び過年度分の額の確定により増額をお願いするものでございます。

12ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金8,489万9,000円の増額につきましては、節1地域生活支援事業費補助金で、身体、知的、精神障害者等に対する地域での生活の支援を行うもので、事業実績見込みにより35万円の増額をお願いするものでございます。節5

年金生活者等支援臨時福祉給付金8,431万2,000円の増額につきましては、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援、また個人消費の下支えにも資するよう実施する給付金で、全額国庫負担でございます。給付対象となる方は、平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者となった方のうち、平成28年度中に65歳以上となられる方で、1人当たりの支給額は3万円で、人数は2,751名を見込んでおります。節6子供のための教育・保育事業23万7,000円の増額につきましては、国が実施する保育所等の利用者負担軽減措置に係る電算システム改修に係る国の補助金で、補助率は2分の1でございます。

13ページをお願いします。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金で、節1障害者自立支援給付費負担金から節3障害児通所給付費負担金までの計1,234万1,000円の増額につきましては、国費に連動する障害福祉サービス利用実績見込みによる県の4分の1負担金でございます。

14ページをお願いします。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、17万5,000円の増額につきましては、節7地域生活支援事業費補助金で、国費に連動する県の4分の1負担金でございます。

20ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節28繰出金、補正額27万3,000円につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増及び介護保険料過誤納金返納金で、その他一般会計繰入金として介護保険事業費特別会計への繰り出しを行うものでございます。

続きまして、目7障害者福祉費、節13委託料70万円の増額につきましては、説明欄記載の移動支援事業委託及び日中一時支援事業委託に係るもので、実績見込みにより増額をお願いするものでございます。21ページをお願いします。節20扶助費3,216万4,000円の増額につきましては、説明欄記載の各事業の利用実績見込みにより増額をお願いするものでございます。節23償還金利子及び割引料、補正額38万円につきましては、説明欄記載の国庫支出金返納金8万3,000円と県支出金返納金29万7,000円でございます。過年度における障害児通所給付費、自立支援給付費、地域生活支援事業費に係る額の確定に伴うものでございます。

続きまして、目11臨時福祉給付金支給費305万2,000円の増額につきましては、節23償還金利子及び割引料で、平成26年度臨時福祉給付金支給事業の確定に伴う国庫支出金返納金でございます。返納金の内訳につきましては、事務費で57万7,000円、事業費で247万5,000円でございます。支給者総数は4,198名でございました。返納対象となった人数は291名でございます。

目12年金生活者等支援臨時福祉給付金支給費8,431万2,000円につきましては、歳入で御説明申し上げました賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援、また平成28年度前半の個人消費の下支えにも資するよう実施する給付金で、1人当たり支給額3万円で、2,751名を見込んでおります。全額国庫負担でございます。節9旅費から節12役務費までは、事業実施に伴う事務費でございます。22ページをお願いします。節13委託料につきましては、電算システム改修業務委託料でございます。節19負担金、補助及び交付金につきましては、1人当たり

支給額3万円で、2,751名分でございます。

23ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費で、節13委託料47万6,000円の増につきましては、保育所等の利用者負担軽減に係る電算システム改修でございます。また、節23償還金利子及び割引料で59万9,000円の増につきましては、平成26年度子育て世帯臨時特例給付金支給事業の確定に伴う国庫支出金返納金でございます。返納金の内訳につきましては、事業費で41万円、事務費で18万9,000円でございます。返納対象となった人数は41名でございます。

24ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目5健康増進費、節13委託料、補正額増67万9,000円でございますが、説明欄記載の各種がん検診の受診率の向上に伴い、平成27年第4回定例会におきまして増額をお願いし御決いただきましたが、最終的に受診者が予想を上回ったことにより、今回再度増額をお願いするものでございます。前回の補正計上時の見込みが甘く申しわけございませんでした。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 観光産業課の関係について御説明いたします。

14ページをお願いします。

歳入でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目8災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金の4,332万1,000円につきましては、説明欄記載の災害復旧事業の事業費の増と局地激甚災害に指定されたため補助率が50%から97.7%になったことによる増額でございます。

28ページをお願いします。

歳出でございます。

款6商工費、項2観光費、目2観光振興費の節19負担金、補助及び交付金4,920万円につきましては、キッチンカーを購入し、生マグロを使った町のPR、また販路拡大によるマグロの町という知名度の向上を行うための事業で、勝浦魚商協同組合、町内各漁協、観光協会、商工会、水産振興会などと町とで構成した実行委員会に補助を行い、実行委員会で町のPRを推進していくものでございます。地方創生加速化交付金を活用して行う事業で、全額繰り越しを予定してございます。

観光産業課関係資料の1枚目をごらんください。

写真のトラックにつきましては、キッチンカーの土台となるもので3トン車でございます。この荷台の部分に流し台、冷蔵庫、こんろなどを設置いたしまして、この周りをガラスサッシで囲むことによって保健所の基準をクリアできるようにいたしまして、マグロの一頭造りの実演、振る舞い、マグロ、イセエビ、ブリなどの町の水産物の販売などを行います。荷台部分の外側には、一目で那智勝浦町とわかるようなラッピングを施しまして、走る広告塔になるようにする予定でございます。

この事業につきましては、まぐろ祭り等のイベント時に一頭造りを行ったマグロを保健所の指導により解体したマグロ自体を振る舞うことができない状況でございました。そこで、解体したマグロを振る舞うことができないかということを検討していたところ、職員の発案でキッチンカーを使うことが提案されておりました。しかしながら、このキッチンカーを製作するには多額の費用が要ることから進展はしておりませんでした。そんな中、12月18日に地方創生加速化交付金が閣議決定され、この交付金を使って製作することの検討に入りました。2月に交付申請を行い、交付決定が3月中旬から下旬となっております。短い検討期間ではありますが、この100%の魅力ある補助金を見逃す手はないと考え、今回補正をお願いするものでございます。

初年度につきましては、1,500万円程度で車両の製作を行いまして、残りを解体出張費、材料費、消耗品等、ソフト事業を展開してまいりたいと思っております。そして、マグロ、イセエビ、ブリなどの町の水産物を無料で振る舞い、同時にパンフレット等で町のPRを図ってまいりたいと考えてございます。29年度以降につきましては、補助金がございますので、水産物の即売会あるいはイベント会場への有料出張解体などを月2回のペースで行い、活動費を賄いながら町のPR活動を行っていきたくと考えてございます。

議案書に戻っていただきまして、32ページをお願いします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目3林道施設災害復旧費の補正額2,500万円につきましては、林道小阪大野線災害復旧工事に係るものでございます。補助対象事業費が1,712万3,000円、町単独事業費が787万7,000円でございます。当初計画どおり、工事を進めておりましたが、のり面にクラックがあり、計画どおり工事を進めるとのり面崩落の危険があると判断し、切り取り線の変更を余儀なくされ、事業量が大幅に増加したため補正をお願いするものでございます。

観光産業課関係資料の3枚目をごらんください。

図面の横断図の赤い線が変更後の切り取り線でございます。黒い線が当初計画の切り取り線でございます。切り取り線を変更することにより、右上の平面図の赤く塗り潰した部分のモルタル吹きつけ767.9平米、崩土の撤去1,700立米の事業量が増加となったものでございます。補正額につきましては、繰り越しの予定をしております。

観光産業課の関係は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

12ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目7災害復旧費国庫補助金、補正額636万6,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分1土木災害復旧費補助金でございます。説明欄記載の井谷線地すべり調査設計業務委託事業の事業費の2分の1の補助金の受け入れでございます。

29ページをお願いします。

歳出でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、補正額51万5,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分22補償、補填及び賠償金38万9,000円でございます。説明欄記載の電気通信設備移転費でございます。N T Tの電柱及びZ T Vの移転費でございます。平成27年7月より全県下におきまして支障電柱につきましては有料移転となっております。

続きまして、項3河川費、目1河川改良費、補正額53万5,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分19負担金、補助及び交付金52万4,000円でございます。説明欄記載の急傾斜県事業負担金でございます。事業費の10分の1の負担金でございます。

32ページをお願いします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目2公共土木施設災害復旧費、補正額1,561万7,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分13委託料でございます。説明欄記載の井谷線地すべり調査設計業務委託が補助対象に採択されましたので、予算の振りかえでございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 2点ほどお聞かせください。

まず、28ページのキッチンカーのところでございますが、4,920万円の中で今課長説明の中では、各団体との実行委員会の中でこういう事業をやるということでありましたが、これを28年度繰り越ししてまぐろ祭りの解体等がお客さんに振る舞えないという保健所の中で、このキッチンカーがあれば振る舞えるということでの説明でありましたが、この4,200万円、28年度にやるとなれば、車両1,500万円ぐらいかかって、あとの3,400万円ぐらいのやつで、そのほかに計画的にどういう行動をとるのか、ただ単にまぐろ祭りだけではなしに、いろいろな今言うたマグロ、また他の魚等、イセエビ等の販路拡大というようになっていくと思いますが、年間的にどれぐらいの行動計画があるのかをもう一度御説明願いたいと思います。

さらに、29年以降、補助金がなくなる中で、この大きな車両を管理するに当たりどういうふうな管理体制を持っていくのか、また月2回ペースでやっていきたいというような説明もありましたが、月2回ペースでは29年度以降、一般会計、一般の予算でいくんですが、予算見込みはどれぐらいかかるのかをお聞かせください。

それから、ちょっと確認でちょっと教えていただきたいんですけど、32ページの災害復旧費の中の井谷線の地すべりの設計業務委託ありますけども、これ課長、この12月からやったかな、井谷線の工事の請負関係の契約の議決やってますわね。それとは別に、その工事の中の範囲の中で地すべりが起こる可能性があるということですか。今工事は今やりやる、その道路

は、それとはまた別にこういうふうなものが起きてきたと、新たに起きてきたという考えでよろしいですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

まず、28年度のキッチンカーの事業でございますが、今のところ計画ではほぼ毎週ぐらい出かけるぐらいの予算がございます。といいますのも、地方創生交付金の中では、ハード事業とソフト事業というのが振り分けがございまして、このハード事業の倍ほどのソフト事業をしないとこの交付金の対象にはなっていないということもございます。そして、キッチンカーのほうは1,500万円ほどかかりますので、ソフト事業をその倍行うというような事業内容になってございます。これをこなすためには、ほぼ毎週出かけていって、あるいは県内、郡内のイベントに参加いたしまして活動していかなければならないと考えてございます。28年度につきましては補助金があるということで、この1年間に次年度以降のイベントあるいは出張していく場所を模索できる期間だと思っております。そういった中で毎週出かけていきたいと考えてございます。

そして、29年度以降の管理体制でございますが、車両等は町のほうで一旦管理しなくてはならないなどは思っております。管理自体は費用のほうはそれほどかかってきません。自動車税は非課税で、任意保険料等々で、そして2年に1回の車検、これが20万円余りでございます。そして、事業を行うことによって事業費のほうが出てきます。現在の試算で月2回出張等々行く試算で、そして行った先で2万円程度の振る舞いを行いまして、そして仮に売上げのほうは10万円程度しか売上げできなかったといった場合で試算したところ、年間130万円から40万円ほどの赤字ではないかと考えてございます。こちらについては、同時に町のPR活動等行うことができますので、費用対効果としてはそれほど高くないのかなと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員お尋ねの32ページ、井谷線地すべり調査設計業務委託につきましては、現在災害復旧を行っている工事でございます。これにつきましては、平成26年度で既に委託料として予算計上しております。そして、全て委託料が終わっております。そのときは災害復旧の国費になる可能性が少なかったものですから、一般財源で計上していたんですけども、今回県のほうから測量委託も補助対象になりますという返事をいただきましたので、今回改めて予算を計上して、前回の単費を落として今回の予算を新たに使うという形でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 観光産業課長、これ28年度毎週出るということで、イベントとかに出ると。これ、国への申請もそういうふうな形で申請してると思うんですけども、毎週どこへ行く

んですか、これ。それだけのイベント、全国各地毎週回るだけの量あるんですか。この点、今までのイベント等を踏まえた中で考えれば、これ到底毎週出ただけのことをしておれば、観光産業課職員、またほかの実行委員会のメンバー等々において、常に人材的に非常に難しいんじゃないですか。それ恐らく1回出たら、調理、いろいろな関係でこの3トン車3人乗りで行くだけの人数で賄えないと思うんですよね。また別の車もついて行かなあかんと思うんですけども、これ今の中の予算の中では毎週28年度はどっかへイベント等、そういう勝浦の販路拡大、生マグロ、またブリ等の販路拡大に努めるというのでありますけども、本当にこれだけのことができるのかどうか、再度お尋ねします。

また、29年度以降は町管理になるということで、保険、車検等がある中で、月2回やって幾らかのこれも運営費が出てくると思うんですけども、そんな中でマグロの振る舞い、魚の振る舞いをした中で、年間130万円から40万円の赤字が出るというところではありますが、これは私もこの勝浦のイメージを売るためには、パンフレット作成等についてもそれだけの支出が出てくるんですから、非常に宣伝効果があるとは思いますが。しかし、これ、そのほかに経費としていろいろ出てこようかと思うんですよね。人件費から始まって燃料費、いろんな形でやって、これで果たして130万円、40万円の赤字だけでおさまるんかどうか。財政的に見て、総務課長、ちょっとお聞きしますが、これを財政的に軽微なものと考えておられるんでしょうか。まだまだ大きな事業がある中で、こういったものを維持管理しながら運営しながらいくには、私は相当な費用がかかると思うんですけども、その点についてお聞きします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

毎週、回数的に言えば毎週ぐらいの回数ではございますが、1回行ったら2日間なり行ったら2週間に1回ぐらいの割合になるろうかと思いますが、イベントだけではなく、デパート等とお話をさせていただいて、デパートの客寄せパンダではありませんが、そういったことをして提携いたしまして回数をふやしていきたい、そしてまた都会の自治区などにも声をかけて積極的にそちらのほうへも出かけていきたいと、かように考えてございます。

そして、29年度以降の今の計画ではございますが、旅費と、それから材料費、燃料費、有料道路通行料等々は加味した数字でございます。ただ、人件費等につきましては、魚商あるいはその他の団体と協働して参画していく中で日当等は今のところ考えずに、宿泊費等があればそちらを計算はさせていただいておりますが、日当等は考えずの計算で10万円程度しか売れなかった場合の試算でございます。これが、あるいは20万円、30万円売ればまた歳入させて、経費のほうも引けていくのかなとは思いますが。

以上です。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） お答えいたします。

総務課の財政的な立場から申しますと、経常的な経費、義務的な経費がふえることは好ましくないとは考えておりますが、この件に関しましては勝浦をPRしていく宣伝費というふうな

形のものだと考えております。できるだけ民間との連携も図っていただきまして、観光振興費の中で事業を進めていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） これですね、もう一度ちょっと確認させてほしいです。毎週、各都会の自治区等のイベントがあれば行く、またデパート等客寄せの、客の集まる所へ行く、このキッチンカー自体は今言われましたように、流し、冷蔵庫、こんろ等々がつかないでですね。デパートのどこでやるん。駐車場とかあんなんでやるんですか。これ排水、魚の切り売りする所の汚水、雑排水ですね、そういう処分等も考えたら、これ動く、働く、行動する場所が限られてくるんじゃないんですか。非常にこのキッチンカーというの自体がその場所でやってくださいという場所が限られてくると思うんですよね。デパートの中まで入っていくわけにもいかんし、そういった水も使う中で非常にこれ管理難しいと思うんですよね。営業するに当たって。そこら辺、まぐろ祭りのときでしたら、あの広場の中でやって排水もその端でやれば十分間に合いますけども、都会でのそういう場所等が非常にあるのかどうか、これも常に十分検討した中でやっていただければ、私も正直、この発案自体は誘客につながるものとしては評価させていただきますが、このふるさと創生の事業として活用として、予算的にいただく、決まってるはずですね。そういった中で、これ十分精査した中で今言う実行委員会とともにそういった費用を出費を少なくした中で行動されるように願っております。いろいろな問題点が多々起きてこようかと思っておりますけども、十分精査しながら今の言ったような予算措置、また赤字の抑制等々踏まえながら、観光のPRに努められるならば、一生懸命やっていただきたい、そのように考えます。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

キッチンカーのほうはそれ単体で排水等々の水の処理も行えるように考えてございます。それゆえ、場所でございますが、駐車禁止等々の場所ではちょっとやりにくいところがありますが、そういう場所でなければ店先でとめれるところがあれば、そちらのほうでもできるのかなと考えてございます。そしてまた、各種団体の構成団体の話でございますが、先日も皆さんに集まってお聞きいただきまして、このキッチンカーによる事業について説明させていただきまして、魚商等々にも御理解はいただいておりますので、みんなで頑張ってお客のためにPRしていきたいと考えてございますので、どうかよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 4回目ですけど、正直言ってやることは国庫補助の中で十分やれるということだと思うんですけども、この今言われた計画どおり週1回、週に2泊したら2週間に1回とか、そういうことが可能かどうかは僕らは疑問ですんで、そこら辺が僕らは非常に心配してるところなんです。それが国の計画の中でやっていって、恐らくこれ補助金もろてきたら会計検査も、会検も入ってくるだろうし、そういった情報の中で非常にこの行事をやっていくこと

に対して不安がありますので、これらを踏まえた中で私らは計画の実行に努めていただきたい、そのように考えます。まして、私はほかにもっとこの発案をするに当たって、今言うた水産振興会とかいろいろな実行委員会ありますけども、町全体で、この行政の町全体でこのふるさと創生の事業がほかにいろいろとメニューあると思うんですけども、考えたことはあるんですか、ないんですか、最後に町長、その辺をこの計画に至った理由の町の当局側としてどういう考えでこれを決められたかお聞きします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えいたします。

いろいろ考えた中、観光課で担当課が発案してきたということで、これは次年度の運営も含めてどうやるかということも十分検討させました。そういう中で、まだ雲をつかむような話かもわかりませんが、マグロを持っていったりイセエビを持っていったりして、その売上代金、普通は魚商との関連、協働でやっていますので、連帯の魚商さんをお願いして賦金買みたいな形で調達し、それが普通のスーパーとか並みである金額よりも3分の2ぐらいの値段でしても利益が出ていくんじゃないかなというほうに考えております。そういうことも含めて検討し、ほかのいろいろ農業とか林業、いろいろ考えましたけども、協働でやっていくということがちょっと難しかったんで、これが一番担当課の上がってきたできる範囲、これが補助金が10分の10なんで、これを成功させれば次につなげていけるんじゃないかなということで検討し、この予算化をしたわけでございます。今後も議員御指摘の不安材料になるような部分については、十分担当課とも協議させて、次年度につながっていくような町のPRに貢献できればと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 済みません、2点、1点質問と1点は要望です。

1点ですね、質問、まず先に、32ページの林道施設災害復旧費の2,500万円、これは色川の林道の小阪大野線なんですけど、先日ここを見てきました。ここは、色川の中心部に住む人からしたら非常に重要な道路というか抜け道というんですかね、ということで皆さん待ち望んでるんですけども、先日見た限りではもう既に吹きつけも終わって、もう検査待ちぐらいの状態に見えたんですけど、あのモルタルももう既に吹きつけも終わってるんですけど、あれを再度また削ってやり直すってということなのかってことです。

あと、先ほど亀井議員さんが言った、もう大分詳細に質疑しましたキッチンカーなんですけど、ちょっと調べたところ、どうも九州の長島町というところがどうもことし先行してこのキッチンカー事業っていうのをやるらしくって、まだ正式に決まってないですけど、どうもこの秋ぐらいから2台用意して、そこはブリの養殖日本一の町っていうことでブリのPRと町のPRということで同じような、うちの町と同じような感じでやられるんで、そこの町は例の地方創生の人材派遣事業で国から人材を招聘して、たしか30歳ぐらいの東大出の方を副町長に招聘していろんな企画をやっていると。そこの町がどうもこの秋以降やるってことなんで、先行事

例としてちょっと注目して研究して、まねできるところはまねていただけたらと思います。その2点についてお願いします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） キッチンカーの関係でございます。

議員おっしゃいます長島町の関係でございますが、私どもちょっと理解、ちょっと調べておりませんで申しわけないです。また、議員おっしゃるとおり先行事例があるのであれば、それを十分調査いたしまして、それをもとにといいいますか、いいところはまねしてやっていきたいと考えてございます。

それから、災害の関係でございますが、工事関係ですので建設課のほうからちょっとお答えさせていただきます。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり林道の災害復旧工事につきましては、今の形が最終形でございます。先ほど産業課長のほうから説明したとおり、下段、一番道路に近い部分は土に埋まって想定できませんでしたので、当初は吹きつけの予定はございませんでしたけれども、今回吹きつけの予算の計上させていただいてます。本来なら、本日予算をいただいた上で工事を進めるべきところなんですけれども、連続した工事でございますして、見込みというたら失礼なんですけれども、工事のほうは口頭指示により先行させていただいております。したがって、現在の形が最終形でございますして、一日も早い完成を目指して、100%ではございませんが、完成に近い形が今の状態でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） はい、わかりました。再度確認なんですけど、じゃあもう既に工事はあれで終了っていうか、私見たら本当に検査待ちというような状態だったんで、だから本当に検査終わったら近々通れるという、皆さんちょっとなるべく早く通らせてほしいという要望でしたのでね。それだけお願いします。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

補助事業と単独事業と2種類に分かれておりまして、補助事業の部分はおおむね100%に近い形でございますが、まだ一部単独事業のほうが残っておりますので、開放までにはもう少し時間がかかる予定でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 済みません、先ほどのキッチンカーの関係ちょっとお尋ねさせていただきます。

この目的ですね、地方創生加速化交付金ということで補助金のほういただいてやるわけなん

ですけどね、その趣旨といいますかマグロ等の販路拡大、そして消費者調査事業というようなことで補助金のほうへ申請してると思うんですけども、この販路拡大いいまでもね、那智勝浦町のマグロ自体は何十年も前から小売業者なり卸の市場の魚商さんが東京、大阪、名古屋、そういう都会の市場のほうへもう販路確立して送っているわけなんですね。ですから、この販路拡大ということ自体、適当じゃないんですよね。もう既に販路は確立されているわけなんですよ。それに消費者のニーズを調査するとかということなんですけども、マグロは皆さんも、消費者の皆さんは好きな人ばかりで、マグロ好きですか嫌いですかというようなことやなしに、町の、那智勝浦町のマグロ知ってますかというようなこと聞くかもしれませんが、それはもうこちらから送る、市場から送るマグロについても南紀勝浦の生マグロというようなシールを張って既に送られて、ほとんどのマグロが送られてはいるわけですよ。ですから、このキッチンカーで各地を回って宣伝を兼ねてするんだということなんですけども、マグロ自体はどこへ行ってもあるわけなんでね、それが高いか安いかなというようなことであって、もう皆さんマグロ自体、マグロはおいしいというのはもう皆さんよく知っているわけで、中国なんかでも今はもうマグロが物すごく人気があると、そういうようなことでマグロの捕獲制限とか、そして漁協の水揚げの減少とかいろいろある中でね、わざわざキッチンカーを買って、そして維持しながらやるということ自体がこの那智勝浦町から見た地方創生加速化というそれに該当するんでしょうかね、その目的に。町内で来てもらって、そしてマグロを安くおいしいマグロを食べていただくと、そういうことで観光客を誘致すると、インバウンドに力を入れるということなら賛成なんですけどね。こういう1週間に1回、1年間行ったら2泊かそれぐらいかかる、1泊か2泊はかかりますよね。それを職員が、ほとんどこれ職員が行くようになってくると思うんですよ。それだけの職員があるんか、それでそれだけの職員こちらで手が余ってるんかね、そういう点もありますんでね、ちょっとこれどういうふうに考えているんか、ちょっともう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

マグロの販路拡大と説明欄に書いてはおるんですが、議員おっしゃるとおり町内の魚商等々は大阪、東京、名古屋方面に既に販路は持っています。そういった中で、それ以外の、先ほども答弁させていただきましたが、それ以外のデパートあるいは勝浦からマグロが行っているデパートであっても、プラスお客様の引きつけの手助けになるような格好をもって販路拡大とは書いてございますが、販路拡大に伴う南紀勝浦のマグロと町のPRのほうを重荷に置いております。そしてまた、調査のほうでございますが、議員がちらっとおっしゃいましたとおり、マグロがおいしいかどうかではなくて、勝浦にはこんなマグロがあるんだよと、生マグロ、実際に食べたら、現実食べたらおいしいですよというような調査を行っていきたい、まさにPR主体でございます。そういったことを行ってまいりたいと思います。

そしてまた、職員が毎週毎週赴いてという話になってこようかと思いますが、町職員だけではなくて町職員が行かなくても協会の職員とかわり交代であるとか、あと魚商の方にも行って

いただいて、解体ショーであればMCをおおむねイベント等では町の職員やっておりますが、そのMCのできる方の育成も兼ねて行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） ちょっと課長の説明が足りないようなのでちょっと御説明したいと思います。

うちのマグロの魚種が大体ビンチョウが主ということで、今関東方面では赤身ということもありますし、最近は関東でもビンチョウの売れ行きが出てきたみたいな、消費が出てきたみたいなことを言ってますので、そういう面で生マグロの一番おいしい時期というのは12月から3月ぐらいの時期ということで、勝浦観光していただければこういう生マグロが食べれますというようなことも観光のPRの一つにしていきたいと、そしてまた脂ビンチョウがどういう形で手に入るかわかりませんが、脂ビンチョウこそ幻のビンチョウであって、勝浦へ来なければなかなか賞味できないというのを、提供してその味を見ていただいた結果を観光のPRにつなげればと、観光誘客につなげればと考えております。そういうことも含めてこのキッチンカーの利用をやっていければと考えております。どうか御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その安易に人の応援ですか、そういうのは十分間に合うというような考えなんですけどもね、やはりこれ町が買うんですから町の職員が動かん以上は外の職員は動かんですよ。だから、あんたら行ってくださいという観光協会なり魚商の人間に任せて行かすわけにはいかんですよ。必ず観光産業課の職員もついて行かんなんというようなことになってくると思うんですよ。それに、この車自体の維持していく中で、保健衛生上の常に動かしていれば1年目は常に動かしているんで中はきれいにして、常に使っていればきれいでしょうけども、その使う間隔が長くなったらそれだけ不衛生になってくる。中の、1回使った残りのそういう汚れた部分が不衛生になってくる、そういうようなこともありますね、維持管理上大変な金がかかると思うんですよ。それにね、この見ましたら28年度予算にも観光協会の補助金が4,977万8,000円ですね、28年度当初。それで、水産振興の補助金が1,000万円、これだけしかないですね。それで、それがこのキッチンカーに4,920万円というような大きな金額を使う。そして、それからまた農業とか林業振興についての費用というのはほとんど見当たらないわけですよ。ですから、このキッチンカー自体に4,920万円も入れ込んで、それで次から、1年目はこれで10分の10の補助が出るんかもしれませんけども、次の年からは経費関係は持ち出してかんなん、それで売り上げで補填するといってもなかなかそれは、なかなか民間の商売をしている方ではない者が行く以上、それだけの利益を上げることは無理だと思う。ですから、年間の維持経費も衛生上の問題からいろいろな問題考えたらかかってくると思うんですよ。無用の長物といいましてね、置いておくだけの邪魔になってくるようなこの車がですよ、1年、2年たってしたらなかなかもう使うところがないと、そしてここの駐車場、前の駐車場のマイクロバス置いてるとこの一角にその車が占有すると、そういうようなおそれにもならな

いとは限らないんですよ。ですから、この購入については十分考えてしないことには、今10分の10で全額もうこの地方創生加速金で出ると、ですから買うと、そういうようなことでやって、これが実際に那智勝浦町の地方創生加速という趣旨に合うんかどうかちょっと疑問なんですけども、その点どうでしょうかね、考え方は。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、確かに1カ月、2カ月放置いたしますとキッチンでございますので、当然不衛生な部分が出てこようかと思えます。そうすると、やはりそれを復旧するためにお金が、費用がかかってきたりいたします。そういったことも考えまして、ある程度、月2回ぐらいの頻度では使用はしていきたいと考えてございます。そしてまた、人件費、人の関係でございますが、これについては実行委員会のほうへ補助をして、実行委員会全体でやっていく事業でございます、地方創生の交付金の中の縛りにもありますように、官民協働の事業でないといけないということになってございます。そういった中で、職員、町だけに頼らずにみんなで行っていく事業だと私は思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 確かに実行委員会で1年目、予算もありますんで1年目は皆さんある程度、行っていただいた、手伝っていただいた実行委員会のそのメンバーの方々に対してはある程度の補償というか、そういうものも出ると思うんですよ。ですけど、2年目以降は全額もたんなんわけですね。そら収入があればそれで少しでも減額できるんでしょうけどね。インバウンド対策というようなことで町内へ来る観光客に対してですよ、マグロを安く、おいしいマグロをできるだけ提供して食べてもらう、そして買ってもらうというような方法を検討するほうがね、那智勝浦町の地方の活性化ということの貢献になると思うんですよ。それに漁船のほうでも入港誘致対策というようなことで、それから入港時の船員の皆さんに快適な町での過ごし方をしてもらうとか、そういうような方法をもっと考えて、那智勝浦町に漁船も入ってきていただく、マグロをおろしに来ていただく、そういうような方法も検討するほうがね、このキッチンカーをつくってイベントを探していくといってもなかなかそれだけの回数もありませんしね、それだけの人数も割くことはできんと思うんですよ、今の町の状況でもね。ですから、これについては再度の検討が必要じゃないかと思うんですけどね、いかがでしょうか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 先ほども9番亀井議員にも答弁させていただいたように、我々としても全力を挙げてこの事業を成功させていくということが、議員御指摘の懸案事項についても十分担当課とも関係業者とも議論させていただきながら、次年度に向けてまたその事業が継続できるような形は十分考えてまいりたいと思えます。まことにそういういろいろな問題点ということをお指摘される中では、我々も気づかないところもございますし、そういうところの御指摘についても我々も謙虚に受けとめてその辺も検討し、前へ進んで行けるように頑張っていくた

と思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） まあこの10分の10の補助金があるからとやるわけなんですけども、まぐろ体験CAN、あれも補助があってやったですね。今ではもうほとんど利益も上げてないし、ほとんど有効な事業をやってないというようなことで、これも無駄な事業じゃないかと思うんですけどね。ですから、そういうこともあるんでね、これ十分考えたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） まぐろCANにしても、漁会に委託しておる以上、漁会の運営に任せおるところでございますけども、今後もトータル的にいろいろなことを考えながら地域活性に努めていきたいと思っております。この辺も議員のいろいろな御指摘があれば、また担当課のほうに言っていただいて、その改善策を考えればと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 私もそれにちょっと関連して質問ですが、私はちょっとこれを質問する気は全然なかったんです。だけど、今の話を聞いてましてね、ちょっと計画が余りにもずさんではないかなという気がします。1つはね、都会において百貨店とかそういうところでこれできると思いませんか。

〔「できるよ」と呼ぶ者あり〕

いやいや、そんなこと、簡単にに関しては、場所がまずないしね。

だから、スーパーですよ。スーパーでやってるとこ私見たことあります。けどもね、そのことによって費用対効果っちゅうのはそれほどないです、見てて。ほいで、実際には勝浦のマグロという置いてるところもありました。そこ閉まりました、悪いですが。ほいでやっぱりね、大阪の人なんか特にそうやけども、やっぱり安いとこ行くんですよ、安いとこへ。そしたらね、スーパーの前でスーパーで売ってるものよりも安い魚売ったらどないなります。文句出てきますよ。ここらでも同じですよ。そうなったときに、僕はこれはほんまにさっきやないけども、行ったってさほどの費用は上がらないし、そこから勝浦のマグロを食べたからおいしいって行って来ようかというてね、それはちょっと考え甘いですよ。

それでね、私ね、先ほどの下崎議員も言ってましたけども、亀井さんも言ってましたけども、職員がそれにつくわけでしょ。これ質問です。だから、済みませんね、そやから僕は費用対効果、ほいで職員がこれについて行けるんですか、人数で。私それが疑問に思うんです。それちょっと聞かせていただきたい、職員。私ね、意見としては後でまた一般質問のときもできたら言いますが、あんだけの人数でいろんな産業やってるんです。ほんで、そのときに観光産業課の漁業の問題だけで毎週毎週人はけますか。それちょっとお聞きしたい、これ1点ね。

ほいで、それがさっきのほいで、本当に自治区みたいのところへ行ってね、勝浦のマグロや

という人の呼び込みに本当になるとお考えですか。これ一遍見たらわかるです。私もそんなことは何遍も見てるから。これね、ちょっとそれ聞かせてほしいんです。

済みません、以上です。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

スーパーの件でございますが、実際担当のほうで何件かリサーチさせていただいたと聞いてございます。そういった中で、店内よりも安い値段でマグロを売ることについては、何ら支障はないようでございます。逆に言えば、先ほども言うたようにそれにつられてお客様が店舗に来てくれるということで、リサーチした中ではそういった状況で何の支障もないと聞いてございます。

そしてまた、職員の関係でございますが、先ほどもお答えさせていただきましたが、官民協働の地方創生の中で構成団体と協議いたしまして、実際議員さんがおっしゃるとおりうちの観光産業課の中では職員かなり厳しいものがあります。そういった中で、皆さんの構成団体に協力していただいてやっていきたいと考えております。

そしてまた、自治体、自治区等々の関係でございますが、こちらのほうはちょっとリサーチはできておりませんが、これからの課題でそれをやっていきたいと、PRしていきたい、そしてまたマグロ、今回はマグロを売るだけではなく、同時にパンフレット等のPRを兼ねて、どちらかといえばそちらがメインでやっていきたいと考えてございますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 済みません、キッチンカーの件で1つお尋ねいたします。

このベースになってる車両が3トンのロングがベースの解釈でよろしいですかね。3トン、ロングのアルミバンの運転でなりますと、日ごろ乗用車しか運転してない人が急に乗って目的地に行けてなった場合には、ちょっと安全面で疑問が残るんですけども、専属のドライバーも1名か2名選定するですとか、そういった安全面、運用の際の安全面でちょっと何か検討されてることがあるかどうかお尋ねいたします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり3トンのボディーの長いトラックでございます。当然、日ごろ運転していない方はかなり運転しにくい、なれないと運転できないかなとは考えてございます。ただ、こういった事業をする中で、先ほども言った、答弁させていただきましたとおり、官民協働でやる中で魚商の職員さん等々はこういった車になれてはおるのかなあとは考えてございますし、そういったものについていく中で協会の職員なりうちの職員なりもなれてくるのかなあと考えてございます。そしてまた、この3トンというベース車両を選択したことにつきまし

ては、近年免許証の関係がございまして、今普通免許で取られた方については4トンまでしか乗れないというような縛りもございまして、こういった車両を選択してございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 関連でよろしく申し上げます。

キッチンカーですけど、どこでつくられる、どういう感じの車を考えられているのかと、あと、それだけ最初に聞かせていただけますか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

現在、このキッチンカーにつきましては、見積もり等々をお願いしているところの業者は石川県にあるこういったキッチンカーを専門に改造している業者でございます。いろいろなキッチンカーがございまして、通常コロッケなりクレープなりをつくって販売しているキッチンカーの製造を手がけているところでございまして、どういった車になるかというのは、先ほども説明させていただいたとおり、ガラス張りで中がしっかり見える、一頭造りをしている実演がしっかり見えるような車両、そして中も衛生的に台所、冷蔵庫、こんろなども装備いたしまして、揚げ物等もできれば、例えば商工会のコンテストで受かってるようなマグロの揚げ物の料理なども出せるようなイメージでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） この予算を見たとき、かなりチャレンジやなと思うて思いましてね、だけど資源保護でクロマグロがとられんようになってきたら、うちは一番ビンチョウが多いんですね。さくらびんちょうでブランド化していきたいということで、これがクロマグロがなくなったらやっぱり一番おいしいときのさくらびんちょうを持って回れる。例えば、魚商さんも販路拡大で関東のスーパーはかなり、向こうの魚もありますけど、12月から5月ぐらいまでの東沖が荒れるときのこっちのさくらびんちょうをかなり欲しいみたいなこともあるんで、こちらから出せれる、例えば魚商さんがキッチンカー持ってスーパーの窓口でやると、その時期はこっちからマグロが送れるとか、そういういろいろないろいろ作戦もありますんで、また魚商さんとかそういうグループでいろいろ考えてやっていただいたら、かなりのチャレンジやと思うんですけど、頑張ってくださいと思います。

○議長（中岩和子君） 結構です。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

休憩します。11時15分再開。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時58分 休憩

11時26分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

本件について、下崎弘通君からお手元に配付しました修正の動議が提出されております。したがって、これを本件とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 議案第34号平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議ということで、上記の動議を地方自治法第115条の3及び那智勝浦町議会会議規則第17条の規定により、別紙のとおり提出させていただきます。

2枚目ですけれども、第1条中の2億6,836万円を2億1,916万円に、89億9,160万9,000円を89億4,240万9,000円に改めるものでございます。

修正箇所ですが、最後のページですけれども、歳入と歳出が上がっておりますが、歳入の総務費国庫補助金、地方創生加速化交付金4,920万円を削りまして、歳出、商工費の観光振興費ですけれども、負担金、補助及び交付金4,920万円をあわせて削るということです。これで歳入歳出を削るというような案でございます。

これにつきましては、先ほどの質疑の中でもいろいろとありましたが、やはり計画的にきちんとした、将来に不安を残すような計画である、今地方創生加速化交付金自体もまだ決定していない、今の段階でならまだ補助金申請にも間に合う、今後やはり町内の観光客誘客、インバウンド対策にもっと力を入れるべき、それでまた漁船とか水産振興のほうにもっと力を入れるべき、そういうような、ほかの産業もありますけれども、そういうようなものに町内での対策をもっと検討してもらいたいというようなことで、この計画、早期な計画ではないかと。もう少し詳細な計画が必要ではないかというようなことで提案させていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（中岩和子君） 修正案に対する質疑を行います。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 私、長年民間でずっと商売してるんですけど、一番大事なのが営業、ほんで町の、町っていうかPRなんですよね。ほんで、まず那智勝浦町を一つの会社に考えると、営業と那智勝浦町のPRっていう外貨を稼ぐためには非常に一番大事な事業だと、大事なことを考えております。それに伴う今回のキッチンカーの提案というのは、僕よくこういう提案をしてくれたなと、よう思いついてくれたなというぐらい提案者を褒めたいぐらいなんですけどね。

○議長（中岩和子君） 質疑。

○8番（引地稔治君） 質疑、わかっています、わかっています。ほんで、そのために営業とかこのP

Rというのには絶大だと思うんですけど、それについてどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） お答えします。

営業とPRということですが、営業については魚商のほうが十分な販路を持っていると、今までに確立している。ですから、このキッチンカー自体で職員が、職員、実行委員会が行くわけですが、その中でどれだけの営業利益を上げられるのか、効果があるのか、そして観光協会自体が那智勝浦町の観光客誘致の主とした事業をやっているわけなんです。ですから、そういうもっと町内へ誘客する、観光客を誘客するような事業ですか、そういうものにもっと検討して力を入れるべきであると、このように思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 私ね、この事業はマグロの販路拡大、それだけやないと思いますよ。十分那智勝浦町のPR、ラッピングするんでしょう。それで走るだけでも、走っていただいたら十分PRにもなるじゃないですか。ほんで、そこへ着いたときに、ガラス張りというけど、外にはラッピングしてるんですからね。それをあけたらガラス張りなんですよ。那智勝浦町のPR、まずPRすべきですよ。販路拡大だけじゃないと思いますよ。ほんで、販路拡大でも生マグロの、うちさくらびんちょうですか、さくらびんちょうをこれから拡大しよかっていう構想があるじゃないですか。その中で、僕これは非常に大事、またいいことだと思うんですけどね。那智勝浦町のPRとさくらびんちょうですか、それについては下崎議員、どのようにこれからお考えなのか。これからまだまだ僕はPRしていくべきやと思いますけどね。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 確かにさくらびんちょうのPRも大事なんですけどね、さくらびんちょう自体が12月から2月ぐらいの3カ月だけです。大体その旬の時期というのは。それで、夏場自体はほとんどマグロの需要といいますか、やはり暑い時期でしたら減ってくると、そういうようなこともありますしね、車自体、それだけ稼働できるかという問題もありますんでね、そのつい冬場の3カ月、4カ月の間だけ稼働させると、ほいでそのほかの時期についてはほとんどこの駐車場で置かれていて、そういうようなまぐろ体験CANのような、最初もう10分の10とか、まぐろ体験CANは10分の10だったかどうか知りませんが、そういうようなこともありますんでね、もっと町内で、那智勝浦町へ来たらおいしいマグロが食べれますよ、冬にはこういうふうにはさくらびんちょうが食べれますよ、そういうような施設を今後建設していくほうが町のPRになるんじゃないかと思っております。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 私、商売していると、守りに入ったら弱いんですよ。もう攻め攻め攻めに回っていく、また営業していく、PRしていくって、これが一番大事だと思うんですよ。ほんで、マグロたって、一年中揚がるでしょ。ほんで、ほかのエビやらほかのもんでも、マグロ

だけに限らんですよ。那智勝浦町のラッピングしてあるし、ほかのもんもできますよ。これ多分キッチンカー、魚だけやないと思いますよ。ほかのもんもできると思いますよ。農産物でもできるんじゃないですか。私は、那智勝浦町をPRするために絶対これはいい立案だと思うんですけどね。ほかの使い道、下崎議員できないと考えてるのか、そこをお聞かせください。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ほかの魚類、イセエビとかブリとか、やはりこれも冬場の産物でありますね。ほいで、夏場自体は大体そういうエビ、ブリはない、イセエビ、ブリなどはない。農産物というのもありますけどね、農産物という、マグロと一緒に農産物をまた一緒に売りに行くということ自体も衛生上、それでよろしいんかどうかという点もありますしね。ですから、この1年目は十分、10分の10の補助金でいけると思うんですけどね、2年目以降、それだけ稼働できるかどうかという心配があるわけなんです。例に出して悪いですけども、先ほどから言っているまぐろ体験CAN、ああいうような例もありますんでね、十分これは考え直したほうが、もう一度考えてやるほうがよいのではないかと、そのように思っております。

○議長（中岩和子君） もう3回したんで。

○8番（引地稔治君） もう一回させてください。魚と農産物と一緒にせえって言いにくいですよ。農産物だけでもできるでしょ。イチゴでもあり、ナスびつくってる人もありますよね。いろんな農産、米もあります、いろんなPRにあの車、キッチンカーですよ、使えますよ。時期は一緒やかなかつてもできると思いますよ、下崎議員。どうですか。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） この目的自体がそういう販路拡大と、マグロの販路拡大と、そして消費者へのPRというようなことなんです。ですから、農業自体は副、副といいますかついて、つければできるというようなことなんで、主になるわけではないんでね、ですから無用の長物化するおそれがあるというようなことで私は反対いたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 28年度は補助金があって運営していくのは楽やということで、29年度からの計画性がないという。まぐろ体験CANは人やるんですよ、人件費2人。例えば、29年度からの例えばこのキッチンカーの維持経費はどのぐらいやと考えてられるんですか。

○議長（中岩和子君） 東さん、それは。

○12番（東 信介君） もう一度。削除の、予算を削除された発案者に聞きたいと思いますが、これそういうふうな計画性がないって言われて、この4,900万円の削除なってるんですけど、その中に削除された下崎議員の中に、計画性がないから、まぐろの体験CANみたいな維持経費ばかりかかりますよということは何のぐらいの維持経費を考えられてこの4,900万円の予算を削除されたのかなと思って、ちょっとお聞きしたい。

○議長（中岩和子君） 3番。

○3番（下崎弘通君） お答えします。

4,920万円の削除というのは、1年間の、車両とかそういう1年間だけの稼働、その経費ですよね。1年間自体はやれると思うんですよ。2年目以降の経費がどれだけできるのか。それで、2年目からどれだけ人的なできるんか、それが疑問やから私は反対してるんです。ですから、この10分の10ですから4,920万円は何も町費は使わないから賛成したらいいんですけども、それをしたことによって後の計画自体ですね、十分なものがないということでこれを出させていただいたわけです。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 29年度からのちょっとお聞きしての質疑やったんですけど。多分、29年度からは例えば全く稼働しなかった場合、一回も稼働しなかった場合、先ほど産業課長が言われた車検が20万円ですか、多分保険も18万円ぐらい。2年で20万円ですね。だから、1年で10万円ですか。だから、年間全く稼働せなったら28万円。30年度から、ちょっと保険屋さんに聞いたら、3トン車で年間保険料12万円言うてましたわ。2年目からは、30年度からは22万円ですか。稼働したら稼働するだけ、そんだけ経済効果はあると思いますけど、全く稼働しなかった場合はそのぐらいです、経費は、年間で28万円、その次が22万円、その次は20万円切ります。稼働した場合は、稼働しただけでそれだけ売り上げもあると思いますよ。その辺の考えはどのように考えられてあるんか下崎議員にお聞きします。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 稼働せずに置いといたら何ももう無用の長物で何らもう買う必要がない。ほいで、稼働すれば、それだけ人件費は、宿泊費だけでやるというようなことを言ってますけども、実際月に2回と言ったんですか、月2回稼働した場合、どれだけ人的な補償があるのかどうかということも不明ですしね、そしてどれだけの売り上げがあるのかどうかということも、公務員が商売するわけですから、なかなかそういう民間の方がするようなわけにはいかない。そういうようなことで、初年度はいいとしても次からの費用自体が維持経費、いろんなもので心配であるというようなことで反対しております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 職員さんが毎回やられるという答弁じゃなかったですね。2回に1回の可能性もあるし、魚商さんだけで行かれる場合もあるということで。別にそれでもこの補助の要綱の中ではオーケーなんですか、課長。

○議長（中岩和子君） 質疑は、今この修正に対するだけですから。

○12番（東 信介君） いや、一応例えで聞いているだけで。ということは、職員さんが毎回出なくても大丈夫ということなんで、魚商さんというのは商売人なんで、商売やってる人間が多いですからね、その辺が行ってくれたら、またそれは効果もあるし、例えば勝浦へ来たらこのさくらびんちょう、夏のさくらびんちょうというのもおいしくないわけじゃないですからね。安価で、シーチキン行くのも多いですけど、けどそれでもコマーシャルなと思うんですよ。観光誘致で、勝浦行ったらこんなマグロ食べれるんやというて、こんなに安いんやとかと

ということもあると思うんですよね。その辺どのようにお考えか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） やはり観光客の誘致ということについては、観光協会が十分、4,900万円の町からも補助金出しておりますんでね、そちらのほうできちっともっと力を入れてやってもらわないと、ことであって、たださくらびんちょうがおいしい、こういうあるんだというようなことは、それは魚商さんのほうで十分努力もしているでしょうし、その中でたった2カ月、3カ月だけの間のことであって、来ていただいた観光客の皆さん、宿泊客の皆さんにそれを食べてもらおうと、そういうようなことでも十分なPRになると思うんですけども。その、大きな車を持って維持しながら、そういうPRに行くというようなこと、必要ではないんじゃないかと思っておるんですけど、いかがでしょうか。

〔「最初の答弁が答弁漏れや」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 答弁漏れありました。何が。

○12番（東 信介君） 最初は、29年度の経費ということやったんですけど、28年度のことお話しされたんで、もう一回お願いします。

そら観光協会もそうです。水産振興会もそうです。その目的のために予算が配分されて一生懸命頑張ってもらってるんですけど、水産業も観光業も縦割りで、そこだけがやるっていうだけのもうときじゃないと思うんです。

○議長（中岩和子君） はい、済みません。この修正案に対するあれなので。

○12番（東 信介君） 修正案に対する質疑ですよ。

○議長（中岩和子君） もしあれでしたら、討論で出してください。

○12番（東 信介君） はい、討論は討論でまた違う討論を出します。よろしいですか。修正案に対しての質疑ですけど。先ほど言われた答弁に対しての質疑なんですけど、よろしいですか。だから、そういうふうに観光協会や水産振興会だけでやるんじゃないし、そういう時代じゃないと思う。だから、こういうものを作って、役場もひとつ協力してやろうじゃないかというて、そうやなかったら2つの産業も、観光も水産も衰退していくばかりやないですかね。だから、僕はこの予算に賛成していきたいと思うんですけど、その辺はこの修正案出されてる人はどのように考えてあるんかお聞きします。

○議長（中岩和子君） ちょっと今質疑というよりかもう討論系に入ってきておりますんでね。

ほいじゃ答弁してもらいますか。

○3番（下崎弘通君） 観光も水産もそのほかの産業、農業も林業も振興化をするということ自体については、私は何ら、お互いが協力し合ってやることについては何も反対してるわけじゃないですよ。ただ、この4,920万円について、今これをまた補助、この補助を受けてやった後のことを心配しているんでね、ですからそれについてももう少し検討する必要があるんじゃないかというようなことを言ってるわけなんです。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。修正案が出されておりますので、討論の方法について、先ほど説明しましたが、もう一度説明させていただきたいと思います。

まず、原案賛成の討論を行い、次に原案と修正案に反対の討論を行います。再度原案賛成の討論を行い、続いて修正案賛成の討論を行います。

もう一度繰り返します。まず、原案賛成の討論を行い、次に原案と修正案に反対の討論を行います。再度原案賛成の討論を行い、続いて修正案賛成の討論を行います。

それでは、討論を行います。

原案に賛成者の討論はありませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 私、原案に賛成討論させていただきます。

私、24からずっと民間で商売してるんですけど、営業とPRほど大事なもんないですよ。ほんで、地域活性化のためにこの立案というかこの事業は私非常にいいと思いますよ。魚だけやなしにほかの農にも使えますよ。農業でできた産物、ほんで果実、何にでも使えますよ、これ。ほんで、那智勝浦町、営業でPRするために那智勝浦町を一つの会社と考えると、もう補助金なくても財政的にできるならやっていたきたいぐらい。ほんで、ましてやこれ今回補助金、これ認められるか認められんかという問題はありますけどね、僕立案してくれた職員褒めたいぐらいすばらしいもんですよ。産業課、産業観光課ですか、忙しいかもわからんけど、それでもやろかっていうその意欲にもう非常に僕は褒めてあげたいぐらい。この事業については、僕腹の底から賛成したいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（中岩和子君） 次に、原案と修正案の両方に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

2番左近君。

○2番（左近 誠君） 私は、賛成いたします。まず、地方創生の加速化交付金がこのように4,920万円というお金が出ました。これは絶好のチャンスであります。我々那智勝浦町も知名度、全国に知名度はどのぐらいあるんかというてみましたところ、よく大学生も近くの、この間三重県に来ておまして、聞きましたら、那智勝浦町知らないって言うんですね。大学生でもあって知らないって那智勝浦、ほったら那智の滝はというたら余り知らないって言うんですね。そういうことがありますので、このチャンスを生かし、日本一の生マグロ販売拡大。特に、先ほどマグロは送ると、問屋さんから東京へ送っているとかというようなことを言ってますけれど、一般の人たちは那智勝浦町、勝浦港のブランドありますね、それを知らないんですよ。そやから、こういう絶好の機会を生かしてやっぱりキッチンカー、全国津々浦々宣伝に

回るということは非常に大事なことと思います。少々、29年度のことも心配しましたが、しかしそれは知恵を出して28年度じっくりやって、これを生かしてやってほしい、このように思います。

○議長（中岩和子君） 次に、修正案に賛成の討論はありませんか。

6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 修正案に賛成の討論させていただきます。

いろいろ原案からチャレンジしていくということは本当に重々わかるんですけども、やっぱりキッチンカーの前にやっぱり市場ですね、それと観光業と、やっぱり地元が活気ある施設、そういう地元発信型のやっぱりそういう観光客のお客さんが来てもマグロを市場見学に行っても買うところがないとか、どこで食べたらいいんだとか、そういう今現状だと現実的に思うんですよ。やっぱりそういうの整ってからというか、やっぱりそういうことをやってからの話じゃないかなと私は思うんですね。やっぱりキッチンカーのことにしても、やっぱり3番の下崎議員の話のように、人手の問題とかいろいろ維持とか、やっぱりもっと綿密に計画した上でやっぱり話を持って行ってほしいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成者の討論はありませんか。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 3番議員さんのおっしゃられる大きなリスクについては、私も重々感じております。ただし、今回の職員からの提案と言われるようにそれなりに職員さんが腹をくくったということでこういう提案をされたと思います。そして、1年間、確かにこれは10分の10の補助ということで町負担がない中ですが、この1年間、町の職員、そして漁業関係者、そして商工会、観光協会の皆様が一体になって一生懸命、これ大変だと思うんですね。当初の計画のようにいかない、非常に大変でつらい思いもするかもしれませんが、逆にそういう厳しいそういう体験をする中で役場の職員がもまれて、そこから新たに生まれるものがあるのではないかと、そういう各種団体との一体感の中からいろんな知恵とか新たなものが生まれてくるという可能性を信じまして、私は賛成をしたいと思います。

○議長（中岩和子君） 次に、原案と修正案の両方に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 原案に賛成です。

8年間議会でおって、こういうようなアイデアが若い職員さんが出されたんやなあと思うて感心しました。チャレンジやなあと思うて頑張らなあかんことやなと思うて。ここで議会がこれを否決すると、次からこんないい意見が出しても通らんこともあるんやっていうて若い職員さんのやる気をそいでしまうことも多々あると思うんですよね。ですから、その辺御審議、またよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 修正案に賛成の討論を行います。

皆様方、今言われましたように、この立案に関しては私も評価非常にしておりますが、これが先ほどの担当課の説明では、12月18日に国の予算が決まり、2月に申請し今現在に至ったということであります。非常に短期間での立案ということになって、今のものが出てきた。それに対する計画については、非常に評価は私もしたいと思います。説明の中でこの28年のこの繰り越しの事業でさえ4,900幾らの、何がしかの金を使うんならば、週に1回、毎週出ていかなければならないと、これは非常に労費がかかるものであって、不安があります。ほんでまた、計画的に不安が残るということがあって、もっと精査した中でもっとほかにないものか、今の段階で無理が生じてこないか、そこら辺が不安するところでもありますんで、29年以降もそうですけども、28年も毎週出ていかなければこれの予算が消化できないというようなこと、非常に無理があると思いますんで、そこら辺不安がございますので、もう一度考え直していただきたいということで、この修正案に賛成の討論とさせていただきます。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 次に、原案と修正案の両方に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 修正案に賛成することで討論に参加をしたいと思いますが、私はやることはやはりやればいいというのは基本的には立場としては変わりありません。ほんでね、昨年那智の浜の滑り台の問題、僕はあれね、単年度でスタートできたからよかったと思うんです。ほんで、その結果としてね、この事業はよかったなど、来年も必要やなということになって、単年度の企画として組まれとんだったら僕これは賛成します。しかしね、これ単年度だけで終わらないんですね。ほんで、そのことで考えたときに、僕はね、こんだけの予算をいろいろ考えていくのであれば、むしろ勝浦の漁港に、市場の中に衛生的に管理をされて、そこでマグロの解体ショーもできて、来た人に安全に食べてもらえるというような施設を僕は、僕はそういう面を優先すべきだと思うんです、誘客のことを考えたら。けども、今まぐろ祭り行って、あそこでさばいたらそこで食べれないわけでしょう。ほたら、来ても見るだけですよね。だから、そこへ来た人に、これ観光客も含めて、やっぱり安心して安全に食べれるものを、清潔なマグロがそこで見れて食べれるという僕はそういう施設を考えていくべきだ、まずはね。だから、何も今の観光産業課の人たちがこうして一生懸命やること否定するつもりはありません。けど、単年度の事業であれば大いに賛成をしたいんだけど、これがずっと継続して

いくとなったときにはね、やっぱり僕は一番心配なのはただほど怖いものはないと、これが一番心配なんです。

でね、これキッチンカーで行ったら、これ行ったとしても1泊2日でどこまで行けますか、1泊2日で。出張販売ですよ、簡単に言うたら。確かに、そこでビラまいてこうしたとしてもね、ビラまいてしたとしてもたかが知れてます。私も大阪でおって、さっきから言う百貨店とか出て行ったとして、百貨店の中でというたら、もう切り売りしかできないですよ。中へ持って行って中で解体作業して、そこで切り売りしかできないですよ。キッチンカーではできません。あんなに広い百貨店のあるところへとめられないんですよ。ほいで、そしたら自治体のところへ、そういう自治会組織のあるところへ行きゃあええ。確かに行ってしたらええですよ。そこはもうあくまで出張販売ですよ、出張販売。だからね、そういうの私いろいろ向こうでおっていろいろ見てます。見てきてるから余計に心配なんです。全国津々浦々まで行ったってね、そんな1週間かけて行けますか。青森の果てのほうまで。でしょう。あそこ行ったら、もう向こうのマグロがありますやん。だから、そういうことを考えたときに、やっぱり1泊2日で行けるというたら、やっぱり近畿圏です。近畿圏の中でいったらね、大体皆さん知ってますよ、勝浦のマグロっちゅうのは。だから、そういう意味では、私はむしろ勝浦へ来てしっかりした、衛生的に管理されて、そして目の前で見ておいしいものが食べれる、そういうことをやっぱり僕は考えていくべきだと思うんですよ。おいしいマグロであればね、大阪でおっても回転ずし行って食べれます。安いです。マグロ食べるだけやったら。やっぱりここへ来ておいしいマグロを食べてもらうのが値打ちがあつてね、例えば日本海のカニありますね。あれ出張販売してますか。してないですよ。やっぱりネームバリューで来るんですよ。あれはもう城崎行ったらすごい人ですよ、年末のときなんか。私大阪でおったときは毎年行ってましたけどね。

○議長（中岩和子君） 簡潔にお願いします。

○10番（津本・光君） はい、そういうことで、私は他の産業も含めて、やっぱり地域創生を考えるなら、地方創生考える、それを考えるべきだと思うし、他の産業もしっかりと育てていくようにね、一緒になって考える。そのためには、時間あつたら経済委員会でもかけてもらったらよかったと思うんです。多分急がれたと思うから、そういうときもかけられなかったと思うんですが、那智の浜のやつは経済委員会で先やられました。そういうことも含めてぜひもう一度再考して、私はやっぱりただほど怖いものはないというのが大きな考えの基本としてあります。だから、観光産業課の取り組み尊重したいと思いますが、やっぱり今後のことを考えてぜひ見直しをしていただきたいというふうにあえて、ほいでそして修正案に賛成をしたいと思います。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 次に、原案と修正案の両方に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

これから議案第34号について採決を行います。

まず、本件に対し、下崎君から提出されました修正案について、起立によって採決をします。

本修正案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をします。

議案第34号について、修正議決した部分を除く部分について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、修正議決した部分を除く部分については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいままでに修正議決されました修正案について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時07分 休憩

13時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第35号 平成27年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第



2号)

○議長（中岩和子君） 日程第2、議案第35号平成27年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 議案第35号平成27年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

予算に関する説明書でございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。

款4国庫支出金から款11繰越金まで、補正額歳入合計、増額の2,034万7,000円です。計32億526万2,000円となっております。

次に、歳出です。

款1総務費から款10諸支出金まで、歳出合計は歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

2歳入、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、補正額は7,674万7,000円の減額です。一般保険医療給付費負担金以下、説明欄記載のそれぞれの項目の実績見込み額に伴うものでございます。

次に、目2高額医療費共同事業負担金及び次の款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金の補正額もそれぞれ14万3,000円の増額でございまして、実績見込み額に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

款10繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金8,194万1,000円の増額です。保険税の低所得者に係る減額分を国、県、町で補填するもので、内訳は説明欄記載のとおりでございます。節2その他一般会計繰入金130万円の減額をいたしております。補正予算時における財源超過分を調整させて計上させていただいております。

次に、款11繰越金、補正額でございますが、1,616万7,000円の増額となっております。

8ページをお願いいたします。

3歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額は19万4,000円です。節区分2給料から節区分4共済費の人件費については、人事院勧告等に伴う補正でございます。

次に、款2保険給付費、項1療養諸費、目2退職被保険者等療養給付費、節区分19負担金、補助及び交付金、増額の781万6,000円です。予算見込み額は、退職被保険者数の減少に伴う医療費実績をもとに積算しておりましたが、本年度に入りまして給付単価に上昇が見られまして増額補正の必要が生じたためでございます。他の科目の減額補正、この増額分の調整のためにそれぞれの科目を減額いたしております。

次のページをお願いいたします。

項2 高額療養費、目2 退職被保険者等高額療養費、節区分19負担金、補助及び交付金も項1 療養諸費の本体医療費の増加に伴うものでございまして、799万円の増額補正をお願いいたしております。

項3 出産育児諸費、目1 出産育児一時金、補正額42万円、これも実績見込み額による増額補正でございます。

10ページをお願いいたします。

款3 後期高齢者支援金から款6 介護納付金まで、財源内訳の変更となっております。

次のページをお願いいたします。

款7 共同事業拠出金、目1 高額医療費共同事業拠出金、補正額57万4,000円は、拠出金増加見込みによる増額となっております。

次に、款10諸支出金、項2 諸費、目1 国県支出金返納金、節区分23償還金利子及び割引料、補正額1,915万9,000円です。これは、前年度に交付超過となりました国費等6件を上程し、償還させていただきます。

12ページ以降は、補正予算給与費明細書でございます。説明は省略させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第35号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第36号 平成27年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（中岩和子君） 日程第3、議案第36号平成27年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） 議案第36号平成27年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万8,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ6億5,108万3,000円にするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款5繰越金、項1繰越金、補正前の額3,116万3,000円、補正額1,161万9,000円の減額、計1,954万4,000円、款6諸収入、項1雑入、補正前の額1,000円、補正額1,172万7,000円、計1,172万8,000円。歳入合計6億5,108万3,000円となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、補正前の額5,765万2,000円、補正額10万8,000円、計5,776万円。歳出合計6億5,108万3,000円は歳入と同額となっております。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括としまして、このページの歳入、次の5ページの歳出におきまして、それぞれ10万8,000円の増額をお願いし、歳入歳出同額の6億5,108万3,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金に1,161万9,000円の減額補正をお願いし、計1,954万4,000円とするものでございます。

款6諸収入、項1雑入、目1雑入に1,172万7,000円の補正をお願いし、計1,172万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、平成26年度決算におきます消費税申告に基づく還付金となっております。これは、平成26年度簡易水道統合整備事業の執行により仮受消費税よりも仮払消費税が上回ったためであります。また、歳入歳出差引額の調整は、繰越金で調整させていただいております。

7ページをお願いいたします。

3歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費まで10万8,000円の補正をお願いするものでございます。これは人事院勧告による人件費の補正でございます。

8ページ及び9ページは、給与費明細書となっております。給与費明細書につきましては、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第36号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第37号 平成27年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（中岩和子君） 日程第4、議案第37号平成27年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） 議案第37号平成27年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,128万1,000円にするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、補正前の額3,780万4,000円、補正額6万2,000円の補正をお願いし、歳入合計4,128万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、補正前の額2,178万円、補正額6万2,000円。歳出合計4,128万1,000円は歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1 総括としまして、このページの歳入、次の5ページの歳出におきまして、それぞれ6万2,000円の増額をお願いし、歳入歳出同額の4,128万1,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

2歳入でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金に6万2,000円の補正をお願いし、計3,786万6,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

3歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費まで6万2,000円の補正をお願いするものでございます。これは、人事院勧告等による人件費の補正でございます。

8ページ、9ページは給与費明細書となっております。給与費明細書につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第37号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第38号 平成27年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（中岩和子君） 日程第5、議案第38号平成27年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 議案第38号について御説明申し上げます。

議案第38号平成27年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,097万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入で款7繰入金の補正で、歳入合計、補正前の額20億9,070万6,000円、補正額27万3,000円の増、計20億9,097万9,000円でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費及び款4諸支出金の補正で、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括、4ページの歳入計、5ページの歳出計、同額でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2その他一般会計繰入金、補正額27万3,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う人件費等の増及び介護保険料過誤納金還付金の増をお願いするものでございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額15万3,000円の増額でございます。節2給料から節4共済費まで、人件費の関係で人事院勧告に伴うものでございます。

続きまして、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、補正額12万円の増額につきましては、介護保険料の過誤納金還付金で、修正申告等による介護保険料額の変更に伴うものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第38号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第39号 平成27年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（中岩和子君） 日程第6、議案第39号平成27年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） 議案第39号平成27年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、平成27年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成27年度那智勝浦町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額4億4,571万1,000円に補正予定額131万4,000円を追加し、計4億4,702万5,000円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額3億7,003万6,000円に補正予定額131万4,000円を追加し、計3億7,135万円とするものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,502万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額174万6,000円、過年度分損益勘定留保資金8,327万6,000円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入、既決予定額1億13万6,000円より補正予定額8,073万6,000円を減額し、計1,940万円とするものでございます。

第1項企業債、既決予定額5,860万円より補正予定額4,040万円を減額し、計1,820万円とするものでございます。

第3項補助金、既決予定額4,033万6,000円より補正予定額4,033万6,000円を減額し、計0円とするものでございます。

支出でございます。

第1款資本的支出、既決予定額1億8,633万4,000円より補正予定額8,191万2,000円を減額し、計1億442万2,000円とするものでございます。

第1項建設改良費、既決予定額1億677万9,000円より補正予定額8,191万2,000円を減額し、計2,486万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的、配水施設整備事業、補正前の限度額1,830万円を1,820万円に減額し、過年度災害復旧事業、補正前の限度額4,030万円を0円に減額し、企業債の計といたしまして補正前の限度額5,860万円を補正後の限度額1,820万円とするものでございます。

第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

支出でございます。

(1)職員給与費、既決予定額5,735万8,000円に補正予定額30万3,000円を追加し、計5,766万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

予算に関する説明書でございます。

収益的収入及び支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、既決予定額7,784万4,000円に補正予定額10万円を追加し、計7,794万4,000円とするものでございます。

目2配水及び給水費、既決予定額3,323万9,000円に補正予定額40万1,000円を追加し、計3,364万円とするものでございます。

目3総係費、既決予定額5,342万5,000円に補正予定額81万3,000円を追加し、計5,423万8,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、既決予定額5,860万円より補正予定額4,040万円を減額し、計1,820万円とするものでございます。

項3補助金、目1国庫補助金、既決予定額4,033万6,000円より補正予定額4,033万6,000円を減額し、0円とするものでございます。

支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2配水施設整備費、既決予定額2,497万9,000円より補正予定額123万9,000円を減額し、計2,374万円とするものでございます。

目3災害復旧費、既決予定額8,067万3,000円より補正予定額8,067万3,000円を減額し、0円とするものでございます。

5ページ、6ページにつきましては補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

7ページをお願いいたします。



実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費から目3総係費におきましては、人事院勧告に伴う補正でございます。

8ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債4,040万円の減額でございます。

項3補助金、目1国庫補助金4,033万6,000円の減額でございます。減額の理由でございますが、市野々水系におきます災害復旧事業を予定しておりましたが、国交省の災害復旧事業の進捗状況により減額させていただくものであります。

9ページをお願いいたします。

支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2配水施設整備費、補正予定額123万9,000円の減額をお願いするものでございます。減額の理由といたしましては、説明欄記載の工事費の確定による減額であります。

目3災害復旧費、補正予定額8,067万3,000円の減額をお願いするものでございます。減額理由といたしましては、歳入でも御説明させていただきましたように、国交省の災害復旧事業の進捗状況により減額させていただくものであります。

なお、災害復旧事業につきましては、国交省の災害復旧事業の進捗状況を見ながら、平成29年度で実施させていただきたいと考えております。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 国交省の進捗状況によって29年度っていうことなんです、それ29年度でもう終わりそうなん、工事は。それとも29年度後半からになって30年度まで越えていきそうなのか。

○議長（中岩和子君） 水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） ただいま議員の御質問の件につきましては、国交省からお聞きしておりますのは、平成28年度で完成できるというようなお話をいただいております。ですので、私ども水道課といたしましては、確実にやれるという年度を29年度ということで、そういうふうと考えて進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第39号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第40号 平成27年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（中岩和子君） 日程第7、議案第40号平成27年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 議案第40号平成27年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、平成27年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成27年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款病院事業費用、既決予定額21億3,526万7,000円に補正予定額619万7,000円を増額し、計21億4,146万4,000円とするものです。

第1項医業費用、既決予定額21億1,153万2,000円に補正予定額619万7,000円を増額し、計21億1,772万9,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入、既決予定額2億4,077万3,000円に補正予定額300万円を増額し、計2億4,377万3,000円とするものです。

第1項企業債、既決予定額1億100万円に補正予定額300万円を増額し、計1億400万円とするものです。

支出でございます。

第1款資本的支出、既決予定額2億7,698万3,000円に補正予定額16万8,000円を増額し、計2億7,715万1,000円とするものでございます。

第1項建設改良費、既決予定額2億5,845万4,000円に補正予定額16万8,000円を増額し、計2億5,862万2,000円とするものです。

第4条、予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、医療機器整備事業の限度額1,000万円を1,300万円に改め、新病院建設事業で9,100万円を追加するものであります。この新病院建設事業分につきましては、平成27年5月定例会におきまして補正予算（第1号）におきまして病院施設整備費1億8,200万円、事業費の前払い金分、またこれに伴う財源として企業債9,100万円の増額補正について可決をいただいておりますが、企業債増額補正時に予算第6条に定めた起債限度額の増額補正の本表の計上漏れがあったため、今回の補正で追加をさせていただいております。これは、私どもの事務処理の不手際でございます。申しわけございませんでした。今後は、議案書の調製に当たっては、十分に精査してまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、第5条予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、(1)職員給与費、既決予定額11億5,354万5,000円に補正予定額636万5,000円を増額し、計11億5,991万円とするものです。

平成28年3月8日、那智勝浦町長でございます。

3ページは、予算に関する説明書、実施計画となっております。内容につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので省略をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

まず、収益的収入及び支出の支出でございます。

款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、既決予定額11億9,915万8,000円に補正予定額619万7,000円を増額し、12億535万5,000円とするものでございます。節区分4准看護師給で51万4,000円、節区分8看護師手当で401万2,000円、節区分9准看護師手当で18万6,000円、節区分13賃金で148万5,000円、それぞれ増額するものでございます。

詳細につきましては、説明欄に記載のとおりであります。

給与費の増額につきましては、給与改定及び人事異動に伴う増額であります。看護師の超過勤務手当の増額につきましては、病床稼働率の増加に伴う業務増によるものでございます。

また、賃金の応援医師分の減額につきましては、派遣元の都合による休診等が主な要因であり、また臨時職員の増額につきましては、国際厚生事業団の事業で受け入れておりましたインドネシアからのお二人が、当初看護助手として臨時職員雇用しておりましたが、残念ながら正看護師の免許は取得はかないませんでした。本人らの努力により准看護師の免許を取得することができました。それによります年度当初の雇用契約変更、業務変更による増額分でございます。

ます。

また、医療技術員の育休によりまして補助技術員の分も増額となっております。

それと、年度内の臨時職員の退職金に係る増額分が主な要因でございます。

5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、既決予定額1億100万円に補正予定額300万円を増額し1億400万円とするものであります。現病院分の医療機器購入に係る起債対象額の増額となっております。

次に、資本的収入及び支出の支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2新病院建設事業費、既決予定額2億612万5,000円に補正予定額16万8,000円を増額し2億629万3,000円とするものであります。節区分4給料で2万8,000円、節区分5手当で8万円、節区分6法定福利費で6万円、それぞれ増額するものでございます。この給与費の増額につきましては、給与改定に伴う増額でございます。

6ページ、7ページは補正予算の給与費明細書でありますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第40号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第41号 那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうの指定管理者の指定について

○議長（中岩和子君） 日程第8、議案第41号那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうの指定管

理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 議案第41号について御説明申し上げます。

〔議案第41号朗読〕

那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうにつきましては、平成18年度より社会福祉法人紀友会を指定管理者として指定し運営されておりますが、平成28年3月31日をもって期間満了となります。今回、那智勝浦町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条に基づき募集した結果、那智勝浦町社会福祉協議会を指定管理者として指定させていただきたくお願いするものでございます。

施設の概要でございますが、名称は先ほども申し上げましたが那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆう、所在地、那智勝浦町大字庄520番地、構造、鉄骨づくり平家建て、延べ床面積827.12平方メートル。

今回、指定管理者の募集を行いました結果、募集に応じていただいたのは那智勝浦町社会福祉協議会のみでございました。指定管理者としての適否につきましては、応募に当たり社会福祉協議会の理事会において応募の可否について協議、検討された結果、応募されていること、また社会福祉協議会には介護関係で豊富な経験を有した職員も在籍されていること等から、今回指定させていただきたくお願いするものでございます。

なお、指定期間につきましては、従来は5年間でございましたが、近年の介護保険を取り巻く状況を考慮し、3年間に変更させていただいております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） まず、指定管理者選定に当たってお聞きします。

今、課長の説明では第2条の中での募集であり、社協のみであったということであり、また職員も優秀な方々がおるということで説明されましたが、この募集に当たりましては、通常なら公募型プロポーザルとかいろいろな考え方があるんですけども、これ、この点、那智勝浦町内にはそういう特別な施設がないということも踏まえてのことだと思いますが、社協のみということであった中で、これ社協みずから手を挙げたものでしょうか。だとしたら、提案書等が提出されておったのか、そこら辺との問題をお聞きします。

また、社協は優秀な職員がおるという段階でございますが、現段階での準備状況等はどのような準備状況であるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えいたします。

社協みずからということでございます。みずから手を挙げていただきました。理事会等から

も社協の今後についていろいろな意見があったそうで、今回指定管理者の公募を行うに当たり応募をしてはどうかという理事会からの意見が社協の事務局にあったということで協議いただいたということを聞いております。

また、提案書等の提出でございますが、応募に関する提出書類というのが決まっております。それは正規のもの、正常に提出していただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） まず、私ちょっと今社会福祉協議会のこと社協とちょっと省略させてもらいますけども、このゆうゆうにつきましては介護基盤整備のために建設された施設であります。利用者の満足度を満たすための有効利用が必要と考えますが、これ営業は週何日をめどとしておられますか。

聞くところによりますと、社協がみずから手を挙げて提案書も出されたと言いますが、その人材、社協の人材、送迎車両、食事等々の対応が可能なものなのか、現在の、現時点では社協自体はヘルパーさんのみではないかなと思うんですけども、その点が1点。

それと、聞くところによりますと、この運営に当たり、この管理に当たり社協は前管理者に対して人材の引き抜きがあったと聞いておりますが、そういったことも踏まえて聞いておらないか、その辺をお聞きします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 社協の人材のことでございますが、現在今回の新しく指定管理を行うということで、社協のほうでもそれ以外にも人材の募集をしております、不足ということではございません。

それと今、ちょっと最後のあれなんですけども、引き抜き等のお話でございますが、一部意見の食い違いというか、紀友会とあったということは社協のほうから聞いております。それはお互いの意思の疎通の行き違いという部分もあったんだと思うんですけども、故意に引き抜きを行ったとか、そういうことではないというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） もう一点、週どれぐらい。

○福祉課長（大江政典君） 今、週に紀友会からの要請で回数が減ってございました。それは、当初のほうに、一番最初の当初、このデイサービスセンターが始まったときにこの4月からは戻したいと思っております。正規の形に戻します。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今、課長言われましたように、前選定者に対しては週3日の営業だと聞いております。これを6日に戻すということですね。こうした中で、社協自体がそういう人材を求めて運営に当たるということではありますが、那智勝浦町の中でこういった特殊な業種を持

つ方は、日好荘、高瀬会、また社協というようなことでありますよね。その中で、3者の中から日好荘自体は理事会を開いて、もうようやらないと、高瀬会もやる気がないというような中で、もう社協一本になってきたということで理事会で手を挙げたということですが、このことに対して利用者の立場から、安心なそうといったあれを受けるために、強いて言えば広域に町内外からノウハウを持った業者も含めて検討されたら、されることを私としては思うんですけども、今後ともこういった3者がもし手をおろした場合、そういうふうにならなっていくと思うんですけども、今後の運営に対して広い範囲で見た中でこのゆうゆうの運営に当たってどう考えていくべきなのかを十分検討してもらいながら運営に当たっていただきたいと思います。

それから、次の議案でも同様な質疑になろうかと思いますが、丁寧なる御説明、よろしくお願ひします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 今回の募集に当たりまして小さい業者含めて町内には20余りございます。その中で、住民の利用者の安心という面から大きいところということで社会福祉法人を対象に募集をさせていただきました。その結果、紀友会についてはもう続けることができないということで辞退はもう最初からわかっておりましたので、高瀬会にも同じ依頼をして、結果応募いただいたのは社協だけであったということでございます。

それと今後につきましては、介護保険情勢もいろいろ変わってきております。それと利用者自身も近くの方が多いので、知名度からいくと社会福祉協議会っていう名前、名前で安心するっていう部分もあると思うんです。そのあたりも十分考慮してこれからはもっと幅広く、状況も変わってますんで、できればもう少し幅広くしたいとは思いますが、そのときそのときにまた考えたいと思います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第41号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第42号 勝浦シーハウス熊野灘の指定管理者の指定について

○議長（中岩和子君） 日程第9、議案第42号勝浦シーハウス熊野灘の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 議案第42号について御説明いたします。

〔議案第42号朗読〕

勝浦シーハウス熊野灘の指定管理につきましては、平成28年3月31日をもって指定の期間が満了いたします。本年2月1日から2月12日の間、回覧板及びZTVの広告により募集をかけたさせていただきました。その結果、応募者は上記の一者のみで、その後選定審査会を開きまして、提出された計画書等の書類を審議いたしました結果、議案のとおりお願いするものでございます。

なお、今回の指定管理者につきましては、現在の指定管理者のもとで実際にシーハウス熊野灘に勤務している方が立ち上げた法人でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 済みません。これ5年間の契約ってということなんですが、指定管理者、今後についてこういう施設は不動産鑑定して売却の方向っていうのは町長、全然考えてないんですかね。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 施設自体が漁業関係ということの施設だったので、それを条件つきに買っていただけるということは幅の狭いことになろうかと思えます。今は現状こういう形で維持できればと考えております。なおかつ、建物が古いで耐震もありませんので、なかなかその相手方が、今後は需要が、漁業関係の需要がなくなればそういうことも考えていきたいと思っております。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） もうこういう施設は、なるべくもう売却、不動産鑑定して、そら当然建物古い状況もあるし、不動産価値も少ないでしょうけど、またその売却の条件の中に、今漁業者の風呂場使ってるんですか、そういう条件も踏まえて売却のときに一筆約束事すればいいんですからね。もういつまでもこれを持つより、町としてはこういうのを売却の方向に考えてたほうが、今回急に、前年、前の契約者にとっていう、期間、考える余裕がなかったっていうこともあるかもわかりませんが、この5年間契約なってますよね。この5年間の間に考えたらどうですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 先ほども言いましたように、漁業関係で条件つきでそういうことができるもんであれば、ただ契約上、そういうことが可能なかどうかまた勉強させていただきたいと思えます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第42号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第43号 江川樋門整備工事請負契約の変更について

○議長（中岩和子君） 日程第10、議案第43号江川樋門整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議案第43号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第43号朗読〕

江川樋門整備工事の早期完成を図るため、追加工事分の変更契約のお願いでございます。護岸工のブロック積み、延長22メートル、面積53平方メートルの追加工事112万6,520円の増額でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第43号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第44号 町道の路線変更について

○議長（中岩和子君） 日程第11、議案第44号町道の路線変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議案第44号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第44号朗読〕

木戸浦7号線は、体育文化会館第2駐車場付近からJRを横断して国道42号汐入橋付近までの延長283.08メートルの町道です。那智川河川災害復旧工事でJRの鉄橋のかけかえにより海側へJRが変更になりました。木戸浦7号線は、JRから国道42号までの間は未供用区間であり、道路の形態がありません。JR及び和歌山県との協議により、実際の道路形態がある延長125.00メートルに変更をお願いするものでございます。

お手元に配付させていただいてます資料の1枚目が位置図、2枚目に変更前の283.08メートル、3枚目に変更後の125.00メートルでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第44号は、さらに審議を深める必要があるため建設常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、議案第44号は建設常任委員会に付託することに決定しま

した。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 発議第1号 那智勝浦町議会会議規則の一部を改正する議会規則

○議長（中岩和子君） 日程第12、発議第1号那智勝浦町議会会議規則の一部を改正する議会規則を議題とします。

局長より発議第1号を朗読させます。

○事務局長（伊藤善之君）

〔発議第1号朗読〕

○議長（中岩和子君） 提案理由の説明を求めます。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 提案理由については、ただいま局長が朗読したとおりでございます。全員協議会、これまで地方自治法の中で定められておりましたが、本町の会議規則に載せていなかったというようなことで、この4月1日から、平成28年4月1日より公務災害対象として定めるものでございます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

発議第1号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開14時50分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時32分 休憩

14時51分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

日程第13 議案第1号 平成28年度那智勝浦町一般会計予算

○議長（中岩和子君） 日程第13、議案第1号平成28年度那智勝浦町一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 平成28年度那智勝浦町一般会計予算の説明に先立ちまして、お手元に平成28年度当初予算資料を配付しております。こちらをごらんいただきたいと思えます。

1ページをお願いいたします。

まず、Aですが一般会計予算ですが、本年度87億9,060万円で、前年度に比べまして8億1,319万6,000円、率にいたしまして10.2%の増となっております。

次に、Bの特別会計ですが、国民健康保険事業費特別会計から一番下の介護認定審査会共同設置事業費特別会計まで10の特別会計の合計が62億7,739万4,000円で、前年に比べまして1億93万8,000円の減、率にしまして1.6%の減となっております。

次のページ、2ページをお願いいたします。

Cは、公営企業会計の水道事業会計、病院事業会計ですが、それぞれの収益的収支、資本的収支は記載のとおりでございます。

A、B、C全ての会計の歳出額を合計いたしますと197億6,889万6,000円となり、前年度と比較いたしまして25億8,467万2,000円、率にして15.0%の増となっております。

次の3ページから13ページにわたりまして一般会計の主要事業を科目別に掲載をしております。14ページから17ページまでは10の特別会計、さらに公営企業会計の水道事業、病院事業について、同様に主要事業を掲載してございます。

18ページをお願いします。

18ページには、一般会計の歳入について区分ごとに本年度、前年度、比較、構成比、増減率を、19ページから21ページにつきましては歳出の目的別、節別、性質別の区分によりまして、同じく本年度、前年度、比較、構成比、増減率を掲載しております。

18ページに戻っていただきまして、一般会計予算のAの歳入では、款1の町税が14億6,098万6,000円で、前年度に比べまして1,427万6,000円、率にして1.0%の増となっております。構成比は16.6%であります。

款6の地方消費税交付金は1億2,900万円の増となっております。

款10の地方交付税は27億5,000万円で、前年度と同額となっております。構成比は31.3%となっております。

款13使用料及び手数料が7,177万1,000円の減となっております。

款14国庫支出金が前年度と比較しまして8,969万5,000円の増となっております。

款18繰入金は1億1,700万円の減となっております。

款21町債は7億3,626万5,000円の増となっております。

22ページをお願いします。

左は、18ページの歳入の表を円グラフに示したものでございます。円グラフの下に記載しておりますが、自主財源は町税、使用料及び手数料、繰入金、その他合計額で25億1,251万9,000円、構成比が28.6%となっております。また、依存財源として地方交付税、譲与税、交付金、国県支出金、町債の合計額62億7,808万1,000円で71.4%を占めております。

右は、21ページの歳出の性質別の表を円グラフにしたものでございます。同じく下に義務的経費として人件費、扶助費、公債費の合計で31億4,226万5,000円で35.7%となっております。また、投資的経費としては普通建設事業、災害復旧事業の合計額9億9,045万3,000円で11.3%、その他の経費として物件費、補助費、その他の合計額は46億5,788万2,000円で53.0%を占めております。

以上が当初予算の概要でございます。

それでは、予算書のほうをお願いいたします。

予算書の1ページです。

議案第1号平成28年度那智勝浦町一般会計予算について御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87億9,060万円と定めるものでございます。

第2条は、第2表の債務負担行為、第3条は第3表の地方債について規定をしております。

第4条では、一時借入金の限度額を7億円と定め、第5条では歳入歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

2ページ目をお願いします。

第1表歳入歳出予算の歳入ですが、款1町税から5ページの款21町債までの歳入合計87億9,060万円でございます。

6ページをお願いします。

歳出です。

款1議会費から9ページの款13予備費まで、歳出合計は歳入合計と同額の87億9,060万円でございます。

10ページをお願いします。

第2表債務負担行為ですが、中小企業融資損失負担について、起債の期間及び限度額で債務負担行為を行うものです。

11ページをお願いいたします。

第3表地方債ですが、公共事業等から一番下、臨時財政対策債まで、総額18億6,076万5,000円の借り入れを見込んでおります。

12ページをお願いいたします。

予算に関する説明書の歳入歳出予算事項別明細書、1総括の歳入です。

款1町税から次のページの、下のページ、款21町債まで、歳入合計で本年度予算額は87億9,060万円、前年度予算額は79億7,740万4,000円、前年度と比較しまして8億1,319万6,000円の増となっております。

14ページをお願いします。

14ページ、歳出ですが、款1議会費から款13予備費まで、歳出合計欄は本年度予算額、前年度予算額、比較ともに歳入と同額でございます。予算額の財源内訳は、国県支出金12億2,784万8,000円、地方債が16億2,180万円、その他3億5,800万6,000円、一般財源は55億8,294万6,000円となっております。

次に、総務課の関係につきまして歳入から説明させていただきます。

17ページをお願いいたします。

17ページ、款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税につきましては、地方揮発油税のうち市町村に譲与される分について、各市町村の道路延長及び面積に案分して譲与されるものでございます。予算額は1,800万円となっております。

次に、款2地方譲与税、項2自動車重量譲与税は、新規登録や車検をする自動車の重量に応じて課税され、市町村道の延長、面積により案分され、市町村に交付されるものでございます。予算額は4,500万円となっております。

款3の利子割交付金は、預貯金等の利子に対して課税されるもので、税率5%の県民税として特別徴収されたもののうち59.4%が市町村に交付されるものです。予算額は400万円となっております。

18ページをお願いいたします。

款4の配当割交付金は、一定の上場株式等の配当について、税率5%を県民税として特別徴収されたもののうち59.4%が市町村に配分されるものでございます。本年度は1,500万円としてございます。

款5の株式等譲渡所得割交付金、配当割交付金と同様に一定の上場株式等の譲渡益につきまして、税率5%の県民税として特別徴収されたもののうち59.4%が市町村に配分されるもので、本年度は予算額1,300万円を計上しております。

款6の地方消費税交付金は、消費税8%に含まれます地方消費税1.7%のうち2分の1が国勢調査人口及び事業所統計、企業統計の従業者数で案分され市町村に交付されるもので、予算額3億1,000万円となっております。

下のページをお願いします。

款7のゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場の利用者に対して課せられた県税の10分の7に相当する額がゴルフ場所在市町村に交付されるものとなっております。予算額は1,400万円です。

款8の自動車取得税交付金は、昭和43年度に地方道路財源の充実のために道府県税として創設された自動車取得税の95%について、その10分の7に相当する額が市町村の道路延長、面積に応じて案分され、市町村に交付されるものとなっております。予算額は1,300万円となっております。

おります。

款9の地方特例交付金、項1の減収補てん特例交付金500万円につきましては、住宅ローン控除に伴う減収補填分として平成20年度から交付されているものでございます。

20ページをお願いします。

款10の地方交付税は27億5,000万円を計上しております。

款11の交通安全対策特別交付金は、交通安全対策を推進する施策の一環として、道路交通法による反則金の一部が地方公共団体ごとの交通事故件数及び人口集中地区人口により配分されるもので、予算額は200万円となっております。

23ページをお願いします。

款13使用料及び手数料、目1総務使用料、節1の町有地使用料のうち勝浦商港地区埋立地64万8,000円は、勝浦魚商協同組合に貸与するものでございます。

款13使用料及び手数料、目1総務使用料、節2町営バス運行料303万6,000円につきましては、平成14年度から運行しております色川線、太田線の町営バスの料金収入です。前年度に比べまして28万8,000円の増となっております。

28ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金267万8,000円についてですが、マイナンバー制度の導入に係るもので、本年度は他の行政機関との情報連携を行うための中間サーバーについての整備と保守の負担金のため補助金を受け入れするものでございます。節2個人番号カード交付事業費補助金246万3,000円につきましては、個人番号通知カードの作成、発送を地方公共団体情報システム機構に委任するための費用についての補助金でございます。

下のページをお願いします。

款14国庫支出金、目6消防費国庫補助金、節1木造住宅耐震診断事業費補助金44万円につきましては、平成16年度から実施している事業で、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断を実施するもので、今年度も20戸を予定しており、その2分の1の補助金となっております。節2非木造住宅耐震診断事業費補助金4万3,000円につきましては、木造と同様に昭和56年5月以前に建築された非木造住宅の耐震診断を新規に実施するもので、今年度1戸を予定しております。その3分の1の補助金となっております。節3住宅耐震補強設計事業費補助金19万8,000円につきましては、木造住宅の耐震改修事業の補助申請に必要な設計費が補助対象となっているもので、1戸の補助対象の限度額を19万8,000円として、その3分の1が補助されるものでございます。本年度は3戸分を見込んでおります。節4住宅耐震改修事業費補助金115万3,000円につきましては、平成19年度から実施している事業でございます。昭和56年5月以前に建築された木造、非木造の住宅の耐震改修を実施するもので、1戸当たり200万円を限度にして11.5%が補助されます。

なお、予算作成後に平成26年、27年度にあった15万4,500円、1戸当たりですが、国の上乗せ11万4,500円がありましたが、その上乗せがなくなったとの連絡がありました。予算では計

上した額で記載をしてございます。本年度3戸分を予定しております。

34ページをお願いします。

款15県支出金、目1総務費補助金、節2国土利用計画法施行事務市町村交付金4万円につきましては、和歌山県国土利用計画法施行事務市町村交付金交付要綱に基づき、土地取引の届け出に係る事務経費として受け入れをするものでございます。

38ページをお願いします。

下段のほう、目7消防費補助金、節1木造住宅耐震診断事業費補助金22万円につきましては、国庫補助金で御説明を申し上げました木造住宅耐震診断20戸に対する4分の1の県費補助を受け入れるものでございます。節2の非木造住宅耐震診断事業費補助金2万1,000円につきましては、国庫補助金と同様に1戸当たりの限度額12万9,000円の6分の1の補助を受けるもので、1戸分を見込んでおります。下、39ページをお願いします。節3住宅耐震補強設計事業費補助金9万9,000円につきましては、国庫補助金と同様に1戸当たりの対象限度額を19万8,000円として、県の補助金6分の1の補助を上乗せするものでございます。本年度も3戸分を見込んでおります。節4住宅耐震改修事業費補助金90万円につきましては、1戸90万円の3分の1が補助されます。本年度は3戸分の改修を予定してございます。節5わかやま防災力パワーアップ事業費補助金2,559万2,000円につきましては、避難路等整備支援事業として2,205万2,000円、地域防災拠点等施設整備として354万円、2分の1の県費補助を受け入れるものでございます。節6耐震ベッド・耐震シェルター設置事業補助金53万2,000円につきましては、2件分の補助金を受け入れるものでございます。

41ページをお願いします。

款15県支出金、目1総務費委託金、節1統計調査費委託金143万2,000円につきましては、説明欄記載の4件の統計調査について委託金を受け入れるものでございます。

42ページをお願いします。

款16財産収入、目1財産貸付収入1,539万2,000円につきましては、警察署、勝浦交番、駐在所、県営住宅、職員駐車場等の町有財産の貸付収入を見込んでございます。

目2の利子及び配当金798万3,000円につきましては、説明欄記載の9件の基金利子を見込んでございます。

下のページをお願いします。

款17寄附金、目2総務費寄附金、節1那智の滝源流水資源保全事業基金寄附金1,800万円及び節2のまちづくり応援基金寄附金4,200万円につきましては、ふるさと納税により頂戴しております寄附金を活用事業目的で案分してそれぞれ見込み計上をしております。

目3の民生費寄附金につきましては、福祉基金50万円見込んで額として計上をしてございます。

44ページをお願いします。

款18の繰入金、項1基金繰入金では、目1財政調整基金繰入金2億3,000万円、目2の減債基金繰入金2億8,000万円の取り崩しを予定してございます。



目3のまちづくり応援基金繰入金1,900万円につきましては、寄附金の活用事業の目的に合った事業の財源に充てるため、まちづくり応援寄附金を取り崩すものでございます。

項2他会計繰入金260万円は、通所介護施設ゆうゆうの施設維持協力金として、通所介護事業費特別会計からの繰り入れを計上しております。

45ページ、下のページをお願いします。

款20の諸収入、目1町預金利子100万円につきましては、見込み額で計上をしております。

47ページをお願いします。

項4雑入、目1雑入ですが、説明欄記載の2行目の地域総合整備資金貸付金償還元金800万円につきましては、ふるさと財団を通じましてルピナスに融資した1億円の元金を受け入れるものでございます。4行目の高圧送電線々々下補償の392万4,000円につきましては、関西電力からの高圧送電線に係る線下補償金を計上させていただいております。

48ページをお願いします。

48ページ、款21の町債ですが、本年度の借入額として、目1総務債から次のページの日8臨時財政対策債まで18億6,076万5,000円を見込み、説明欄記載の各事業の財源として借り入れを予定してございます。このうち日8の臨時財政対策債2億3,896万5,000円につきましては、国の交付税の不足を補うために発行するもので、後年度におきまして100%交付税措置をされるものでございます。

53ページをお願いします。

53ページ、次に歳出ですが、説明に入る前に、町全体の職員数について、まず御報告させていただきます。

平成28年4月の見込みの職員数は316人で、病院の医療関係職員99名を差し引きますと一般職等では217名。その内容は、消防職員が40名、保育士が28名、保健師が7名、管理栄養士が1名、一般行政職員が141人となっております。前年度と比較しますと、医療関係の職員で3人の増となる予定でございます。

それでは、総務課の関係について説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、この科目では町長、副町長並びに総務課、会計、新規採用職員を合わせた36人の人件費と4出張所の臨時職員の賃金、全職員に係る公務災害補償、退職手当事務組合への負担金、総合賠償補償保険掛金、健康診断、電話交換業務等の経費が含まれてございます。本年度予算額は4億5,543万8,000円で、前年度と比較しますと484万7,000円の減となっております。その主な要因といたしましては、節2給料の中の職員給料、それから節3の職員手当の中の期末勤勉手当の減によるものでございます。これらは、職員数の減による減額となっております。1名減の形となっております。節4の共済費につきましては、213万円の減、いずれも職員数の減となっております。節7賃金につきましては、各出張所臨時職員4名及び出張所長4名の臨時雇賃金を計上させていただいております。54ページをお願いします。節10の交際費につきましては、前年度と同額の150万円を計上しています。節13委託料につきましては、健康診断の委託の増、これストレスチェック等を行っ

てまいります。行政不服審査業務の委託を県にする分の増が増額となっております。節14使用料及び賃借料は332万7,000円につきましては、县市町村課の派遣職員の住宅借上料が増額となっております。下のページをお願いします。節19負担金、補助及び交付金1億701万2,000円につきましては、説明欄の3行目の退職手当特別負担金でございまして、これにつきましては前年度と比較をいたしまして314万円の増額となっております、1億129万8,000円となっております。これは例年お願いをしております退職に伴う特別負担金でございまして、該当者が10名ふえたことによる増と、それから前年度から負担することとなりました調整負担金の3,350万円によるものとなっております。この分につきましては、病院との案分した額となっております。

目2の文書広報費ですが、この科目では年6回の広報なちかつうら、その間の月のお知らせ瓦版、これの発行とテレビの11チャンネルの裏チャンネルになります行政文字放送の関係費用が主なものとなっております。予算額は483万5,000円となっております。前年度とほぼ同額でございます。

56ページをお願いします。

目3財産管理費ですが、この科目では役場の庁舎、マイクロバス、集中管理自動車及び町有山林の維持管理費が主なものでございます。予算額は7,060万4,000円で、前年度と比較しまして607万2,000円の増となっております。マイクロバスの購入予定により増額となっております。節7賃金220万6,000円につきましては、グリーンピア維持管理のための臨時職員1名の雇用をお願いをしております。節11需用費、光熱水費1,100万1,000円につきましてはグリーンピア分が168万円等となっております。節13委託料2,928万6,000円ですが、本年度固定資産台帳整備業務900万円を予定しております。統一的な基準による地方公会計に係る固定資産台帳の整備を行うものとなっております。その他につきましては、例年どおりとなっております。下のページをお願いします。節15工事請負費173万円は、町有林の公開に伴う水路の保護工事、また本町庁舎1階のガラスの飛散工事を予定してございます。節18備品購入費815万4,000円につきましては、老朽化しております総務課管理のマイクロバス、29人乗りですが、これについて買い換えを行う予定となっております。平成9年9月に購入いたしまして、走行距離は34万1,316キロとなっております。

目4の出張所費ですが、この科目では宇久井、色川、下里、太田の各出張所の施設管理経費と事務経費が計上されております。予算額は286万円となっております。各出張所で新しくコピー機の借り上げを行いたく、節11使用料及び賃借料が増額となっております。

58ページをお願いします。

目5の交通安全対策費ですが、この科目では交通指導員15名の活動経費が支出されております。予算額は176万8,000円で、前年度と比較しまして23万9,000円の減となっております。その主な要因といたしましては、前年度国民体育大会に伴う協力出動費の減によるものでございます。

59ページをお願いします。

目6 電子計算費につきましては、財務会計、住民基本台帳ネットワーク、印鑑登録、国民健康保険、課税・収納業務など各課のさまざまな事務処理を電子計算機で行っておりまして、本年度8,787万8,000円で、金額的には前年度とほぼ同額となっております。節13委託料は2,475万円で、対前年比較で1,198万2,000円の減額となっております。前年度はマイナンバー制度導入に係る委託料が多くあったため、その費用分が減額となっております。本年度におきましても、健康管理システムの改修、中間サーバーの保守、総合宛名保守、カード裏面印刷のシステム改修等を行います。また、セキュリティー対策といたしまして自治体セキュリティークラウド、現在各市町村が個別に設置しているメールサーバー、インターネット等の監視対象を都道府県と市町村が協力して集約し、監視及びログ分析、解析を初めとする高度なセキュリティー対策を行ってまいります。節14使用料及び賃借料は5,610万1,000円と前年に比べまして2,236万1,000円の増額、クラウド導入費のリース料、クラウドの利用料等が増額となっております。基幹業務システム更新によるクラウド利用ですが、現在使用している業務システムは既に6年を経過しております。機器の経年劣化も考えられ、業務の安定稼働のために機器更新をしなければなりません。災害時のデータ保全を考慮するクラウドサービスを導入してまいります。節19負担金、補助及び交付金419万8,000円につきましては、社会保障・税番号制度情報連携機器整備負担金、中間サーバー運用負担金、個人番号カード交付事業費負担金が減額したことにより、816万1,000円の減額となっております。

次の目7の企画費6,057万6,000円につきましては、前年度に比べまして879万4,000円の減となっております。節1報酬996万円につきましては、集落支援員、地域おこし協力隊について賃金の雇用を報酬に改め、ここに計上させていただいております。60ページをお願いします。節11需用費の消耗品費3,058万2,000円についてですが、ふるさと納税に協力をしていただいた方々に謝礼品として選んでいただいた品物を贈呈しておりますが、前年度から5,000円相当の品物とし6,000人ほどを見込みまして3,000万円の予算をお願いしております。節19負担金、補助及び交付金は1,480万4,000円で、前年度にあった過疎集落再生活活性化支援事業補助金、太田ですが、この分が減額をしたため、前年度に比べまして大きく減額となっております。説明欄3行目の新宮周辺広域市町村圏事務組合負担金192万6,000円は、組合の一般会計に係る負担金となっており、前年度に比べまして81万4,000円増額となっております。その4行下の地方卸売市場特別会計事業市町村負担金619万円は、前年度に比べまして51万1,000円増となっております。2行下の地域活性化対策事業補助金50万3,000円につきましては、協仲会館修繕に対して2分の1の補助を行うものとなっております。次の花火大会実行委員会の補助金300万円につきましては、平成19年度から行っており、本年度も昨年度と同額を計上しております。最後の住宅家賃補助金54万円につきましては、地域おこし協力隊の家賃補助3名分でございます。下のページをお願いします。コミュニティー事業補助金210万円につきましては、下里天満祭典会に対する最後の補助金となっております。

次に、目8姉妹都市費ですが、国際姉妹都市モンレーパーク市、友好都市上松町及び千葉県勝浦市、徳島県勝浦町との勝浦ネットワーク会議等への親善交流費用を計上しております。

本年度予算額は304万5,000円をお願いしております。隔年で親善訪問学生を交互に派遣しております。昨年モントレールパーク市からの親善訪問学生の受け入れをいたしました。本年度は本町学生がモントレールパーク市を訪問する予算を計上させていただいております。

63ページをお願いします。

目10町営バス運行費につきましては、色川線、太田線の2路線について、それぞれ1日3便の運行費用として1,634万9,000円を計上しております。対前年比62万9,000円の増となっております。バス2台の維持管理費及び運行業務委託費となっております。

なお、平成26年度の乗客数は歳入でも申し上げましたとおり、色川線の乗客数がふえまして7,938人となっております。平成27年度につきましても同様に推移しており、新宮潮岬線の廃止に伴いまして太田線が若干増となっております。できるだけ御利用いただきたいと思っております。節13委託料で町営バス運行業務委託1,140万円となっております。また、昨年10月から実施しております。新宮潮岬線の代替の町営バス、予約タクシーにつきましては、なかなか御利用いただけませんが、今後必要とされる方もおられるかと思っておりますので、引き続き予算計上をさせていただいております。

一番下の目11諸費につきましては、本年度予算額が1,036万1,000円で、総務課の関係では節8報償費の55の区に対する報償金908万円が主なものとなっております。64ページをお願いします。節18備品購入費27万円につきましては、安全・安心のまちづくりのためバスターミナルに防犯カメラを設置するため購入するものでございます。

74ページをお願いします。

款2総務費、目1指定統計調査費の予算額143万2,000円をお願いをしております。前年度、5年に1回の国勢調査があったために今年度は大きく減額をしております。本年度は経済センサスを予定しております。調査に係る財源は、全額県からの受け入れを行います。

下のページをお願いします。

款2の総務費、目1監査委員費61万5,000円につきましては、2名の監査委員の報酬が主な経費となっております。

102ページをお願いします。

一番下の款4衛生費、項1保健衛生費、目10病院費、節28繰出金11億138万4,000円につきましては、町立温泉病院事業会計への繰出金です。うち新病院の建設に係る過疎債の繰出金につきましては、7億8,920万円となっております。

139ページをお願いします。

139ページ、款8消防費、項1消防費、目4水防費につきましては、小匠防災ダムの維持管理費用として2,351万1,000円をお願いしております。対前年426万1,000円の増となっております。ダム改修工事負担金は1,680万円と増額となっております。これにつきましては、小匠防災ため池施設整備事業に係るものでございまして、平成23年度から県が実施している5カ年事業の5年目でございますが、水害でおくれたこと等で事業が延長されております。28年度の事業内容といたしましては、ゲート関連工事で合計2億8,000万円となり、うち国費が55%、県

費が39%、町費が6%の負担でございまして、1,680万円をお願いをしているものでございます。備考欄一番下の和歌山県土地改良事業団体連合会会費は、ダム改修費用の0.13%を納めるものとなっております。

災害対策費、140ページをお願いします。

目5災害対策費2億1,914万2,000円につきましては、防災行政無線、住宅耐震改修、自主防災組織支援、津波避難タワー整備等の経費で、前年度に比べまして6,755万4,000円の増となっております。増額の主な要因は、下里地区津波避難タワー設置工事1基1億2,000万円及び築地地内の避難施設外階段設置工事3,000万円、近畿大学浦神水産研究所の避難施設の手すり等の設置工事789万5,000円によるものでございます。また、北浜の町営住宅付近の天満地内の津波避難タワーの整備、用地取得費600万円により増額となっております。節11の需用費545万2,000円のうち、消耗品費の339万3,000円につきましては、補充用の備蓄食料220万円、避難所用のマット100枚分40万円を計上し、修繕料140万円につきましては、屋外子局のアンテナ等の修理、河川監視カメラの記録装置の修繕料の費用となっております。節13委託料2,811万5,000円のうち、説明欄4行目の備蓄倉庫設置委託648万円につきましては、前年度に引き続きまして中核避難所等への備蓄品を収納する倉庫の設置を委託するもので、3坪程度のコンテナの倉庫3基を予定してございます。説明欄5行目の無線局再免許申請手続委託10万9,000円につきましては、基地局、移動局の再免許申請の委託料となっております。説明欄7行目の津波避難タワー整備用地地質調査業務委託200万円につきましては、北浜の町営住宅付近の天満地内津波避難タワーの予定用地の地質調査を行うものでございます。また、津波避難タワーの設置工事設計業務委託の1,000万円につきましては、下里地区の津波避難タワー、また津波避難外階段の設計監理業務委託300万円につきましては、これは築地地内、避難施設の手すり等設置管理業務委託71万円につきましては、近畿大学の浦神水産研究所に係る委託料でございます。節14使用料及び賃借料、説明欄一番下の防災行政情報メール配信サービス使用料13万円につきましては、メールアドレスを登録していただいた方に、気象、避難準備、避難勧告等の情報を一斉にメール配信するサービスで、携帯電話やパソコンで文字での情報が得られるものとなっております。141ページをお願いします。節15の工事請負費1億6,527万5,000円につきましては、防災行政無線の屋外子局5基の取りかえ工事と大きいのが下里地区津波避難タワー設置工事1基1億2,000万円及び築地地内の避難施設の外階段の設置工事3,000万円、近畿大学浦神水産研究所の避難施設の手すり設置工事が789万5,000円を予定して計上させていただいております。この避難施設の外階段につきましては、宇久井の県営住宅に設置しているようなものを考えてございます。節17公有財産購入費600万円につきましては、北浜付近の天満地内の津波避難タワーの建設のため用地購入をお願いするものでございます。節18備品購入費54万7,000円につきましては、防災相互波の無線機1台の購入をお願いするものでございます。節19負担金、補助及び交付金のうち、説明欄1行目の県防災行政無線町端末局保守管理負担金118万7,000円につきましては、県の総合防災情報システムが再構築されるに伴う町の負担金でございます。説明欄5行目の自主防災組織支援補助金300万円につきましては、自主防災の防

防災強化のため、備蓄倉庫の設置、備品、備蓄品の購入、その他活動に対して半額補助するものでございます。避難路整備支援補助金200万円につきましては、区が行います緊急避難路整備の原材料費を全額補助するものでございます。耐震ベッド・耐震シェルター設置事業費53万2,000円につきましては、住宅の耐震化が進まない現状の対策として県が実施するもので、2件の補助金をお願いしております。

それでは、総務課の関係資料の津波避難タワーの資料をごらんいただきます。こちらの資料。

これは、1年前の平成27年度の当初予算にも出させていただいたかと思えます。同じ場所でございます。用地を購入し整備を進めております。ただ、地盤が軟弱なために工法等を検討させていただきまして、プロポーザルで建築したいと考えてございます。収容人数は200名ということで、避難タワーの高さは8メートル以上、タワーの構造につきましては鉄骨づくりまたはRC構造、これは未定でございますが、提案によりましてその構造を決めていきたいと思えます。鉄骨づくりのものになるのかRCづくりの円筒型のタワー形になるのかというところでございます。

説明については以上です。

166ページをお願いします。

款11公債費につきましては、長期借入金の返済金等を計上してございます。

目1の元金6億5,961万3,000円につきましては、前年度と比較しまして1,530万4,000円の増となっております。説明欄記載の公共事業等債から繰上償還元金過年度単独災害復旧事業債まで183件の償還となっております。

目2の利子は1億616万6,000円で、前年度と比較しまして1,190万円の減となっております。説明欄記載の公共事業等債から次のページの公有林整備事業債まで234件の利子の償還を行います。起債前貸し、一時借入金それぞれ100万円の利子を計上をしております。

168ページをお願いします。

款12諸支出金、項2基金費、目1財政調整基金費の247万4,000円及び目2減債基金費の292万円につきましては、基金の利子を積み立てるものでございます。

目3の福祉基金費の412万8,000円は、通所介護事業費特別会計からの繰入金260万円と一般寄附金50万円、また及び福祉基金の利子の見込み額を積み立てるものでございます。

目4の豊かな水資源保全基金費の324万3,000円は、一般会計からの300万円と基金の利子を積み立てるものであります。

目5の那智の滝源流水資源保全事業基金費の2,161万5,000円につきましては、一般会計からの300万円と基金の利子及びふるさと納税による寄附金の予定額の1,800万円をあわせ積み立てるものでございます。

目6まちづくり応援基金費の4,206万9,000円は、ふるさと納税による寄附金と利子を積み立てるものでございます。

目7の公共施設整備基金費の60万1,000円は、基金の利子を積み立てるものとなっております。

す。

169ページをお願いします。

款13の予備費につきましては、地方自治法第217条の規定によりまして予算外の支出が生じたときに1,000万円を計上しているものでございます。

170ページをお願いします。

170ページから176ページにかけて給与費明細となっております。170ページの1特別職の職員数で前年度と比較しまして118名の減となっておりますが、前年度にありました国勢調査調査員の減が主な要因となっております。

次のページをお願いします。

一般職の職員187人は、前年度と比較しまして5人減となっております。

177ページをお願いします。

177ページ、地方債の現在高に関する見込み調書を添付しております。表の一番下の合計欄ですが、26年度末現在高95億3,248万2,000円、平成27年度末の見込み高は105億625万6,000円、一番右側の平成28年度末の見込み額では117億740万8,000円となる見込みとしております。

以上でございます。どうかよろしくお願いいいたします。

○議長（中岩和子君） 総務課主幹塩地君。

○総務課主幹（塩地法政君） 選挙関係について説明申し上げます。

平成28年度予算に計上しています選挙費用としては、平成28年7月25日に任期満了となります参議院議員通常選挙に係る経費及び平成28年8月7日に任期満了となります和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙に係る経費となっております。

各選挙に係る経費につきましては、前回の選挙費用等を参考に予算計上させていただいております。

41ページをお願いいたします。

歳入です。

款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節2参議院議員選挙費委託金1,537万4,000円、節3和歌山海区漁業調整委員会委員選挙費委託金110万5,000円につきましては、それぞれの選挙に係る費用として県から交付されます委託金で、歳出予算と同額を計上させていただいております。

71ページをお願いいたします。

歳出です。

款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費46万6,000円につきましては、委員長を初め4名の委員で組織する選挙管理委員会の運営経費で、節1報酬から節14使用料及び賃借料まで説明欄記載のとおり計上させていただいております。前年度と同額を計上させていただいております。

目2参議院議員選挙費1,537万4,000円については、平成28年7月25日に任期満了となります

参議院議員通常選挙に係る経費で、節1報酬から次のページの節18備品購入費まで、説明欄記載のとおり計上させていただいております。この選挙の執行に係る経費につきましては、歳入で説明させていただいたように全額を県から委託金として受け入れます。

72ページをお願いします。

目3和歌山海区漁業調整委員会委員選挙費110万5,000円については、平成28年8月7日に任期満了となります和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙に係る経費で、節1報酬から次のページの節14使用料及び賃借料まで、説明欄記載のとおり計上させていただいております。この選挙の執行に係る費用につきましても、全額を県から委託金として受け入れいたします。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（中岩和子君） 休憩します。再開16時。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時43分 休憩

16時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 税務課の説明に入る前に、1カ所訂正をお願いしたいと思います。

16ページ真ん中の町たばこ税の説明欄の記載なんですけども、申告等発送費用国県分担金というところがありますが、三級品の税率改正による手持ち品課税の収入分でございます、字句を手持ち品課税と修正をお願いします。まことに申しわけございません。

それでは説明させていただきます。

15ページをお願いいたします。

歳入でございます。

町税の算出につきましては、27年度決算見込み額から28年度の増減要因を加味して算出しております。

款1町税、項1町民税、目1個人でございますが、本年度は4億7,075万円を計上しております。節区分1の現年度課税分は4億6,400万円で、前年度より0.7%の増を見込んでおります。主な増の要因は、昨年まで控除のあった台風12号による雑損控除が本年度よりなくなったことによるものでございます。節区分2の滞納繰越分につきましては675万円を計上しております。

次の目2法人でございますが、本年度は4,800万1,000円を計上しております。節区分の現年度課税分は4,800万円で、前年度と比較いたしまして2%の減となっております。主な減の要因は、法人税割の税率が12.3%から9.7%に改正されたことによるものでございます。

次の項2固定資産税、目1固定資産税は、本年度は6億8,470万円を計上しております。節区分1の現年度課税分は6億7,300万円で、前年度と比較して1.8%の減となっております。この主な要因は、土地の価格の下落による減によるものでございます。節区分2の滞納繰越分に



つきましては1,170万円を見込んでございます。

次の目2 国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、この対象となっておりますのは、和歌山県の県営住宅や第5管区海上保安本部の職員宿舎などの4件でございますが、本年度は280万7,000円を計上してございます。

次の16ページをお願いいたします。

項3 軽自動車税、目1 軽自動車税でございますが、本年度は5,069万円を計上してございます。節区分1の現年度課税分は5,000万円で、前年度と比較して22%の増となっております。増の要因は、税率改正によるものでございます。また、課税台数は8,196台を見込んでございます。節区分2の滞納繰越分につきましては69万円を見込んでございます。

次の項4 町たばこ税、目1 町たばこ税でございますが、本年度は1億1,903万8,000円を計上してございまして、前年度と比較して13.4%の増となっております。増の要因は、三級品の税率改正及び本数の増によるものでございます。本年度のたばこの消費本数は2,353万本を見込んでございます。

次の項5 入湯税、目1 入湯税でございますが、本年度は8,500万円を計上しており、前年度と比較して1.2%の増となっております。なお、入湯客数は宿泊で55万7,000人、日帰りで2万人、合計で57万7,000人の入湯客数を見込んでおります。

次に、25ページをお願いいたします。

款13 使用料及び手数料、項2 手数料、目1 総務手数料のうち、節4 督促手数料は40万円、節5 諸手数料273万円のうち、税務課証明手数料分を120万円、節7 住宅用家屋証明手数料を5万2,000円、それぞれ26年度の実績をもとに計上させていただいております。

次に、34ページをお願いいたします。

款15 県支出金、項2 県補助金、目1 総務費補助金、節1 県税徴収補助金につきましては、本年度は前年度と同額の2,100万円を計上させていただいております。これは町県民税の徴収に係る県税徴収分に係る補助金でございますが、納税者数を7,000人と見込みまして計上させていただいております。

次に、45ページをお願いいたします。

2番目の表の款20 諸収入、項1 延滞金加算金及び過料、目1 延滞金につきましては、本年度は200万円を徴収実績に合わせて前年度の100万円増で計上させていただいております。

次に、47ページをお願いします。

款20 諸収入、項4 雑入、目1 雑入、説明欄最後の行のたばこ税手持品課税申告書等発送費用国県分分担金5,000円は、三級品たばこ税の税率改正に伴う手持ち品課税に係るたばこ販売店への国、県、町の申告書などの共同発送費用について、国、県分3分の2の発送費用を分担金として受け入れるものでございます。

次に、66ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2 総務費、項2 徴税费、目1 税務総務費でございますが、本年度は1億2,071万8,000円を

計上しております。前年度と比較して47万6,000円、0.4%の増となっております。節2給料、節3職員手当等、節4共済費の件費につきましては、今年度は前年度と同人数の15人分を計上させていただいております。節13委託料の2,304万6,000円でございますが、前年度と比較して729万4,000円の増となっております。説明欄にそれぞれの業務に係る委託料を記載しておりますが、公図分合筆修正業務委託は39万5,000円、地番図分合筆修正業務委託は261万4,000円を計上させていただいております。次の67ページをお願いいたします。1行目の電算システム改修業務委託は822万1,000円計上させていただいております。この委託費は毎年実施されます町県民税、固定資産税等の税制改正に伴う改修を委託するものでございます。前年度と比較しまして25万8,000円の増となっております。次の不動産鑑定業務委託は959万4,000円、前年度と比較しまして889万2,000円の増となっております。毎年行われております地価下落の算定のための65カ所の標準宅地の不動産鑑定委託料70万2,000円と3年に1回行われる平成30年度の土地の評価がえに係る216カ所の標準宅地の鑑定業務委託料889万2,000円を計上しており、この評価がえの分はこの科目、税務総務費の増の要因となっております。次の和歌山地方税回収機構業務委託は222万2,000円、前年度と比較して123万円の減となっております。回収機構の委託料は、基礎負担割額が10万円、処理件数割が1件につき6万円の23件分138万円、回収機構での徴収金をもとにした徴収実績割が74万2,000円を算出基礎として計上しております。減の要因といたしましては、28年度予算に算入される徴収実績割額の26年度分の徴収実績が減少したことによるものでございます。次の節14使用料及び賃借料106万5,000円のうち、説明欄記載の2行目の電子申告等データ連携システム使用料92万1,000円につきましては、年金データ連携、電子申告、給与支払い報告書及び国税申告書等のデータ連携システムの使用料となっております。説明欄記載の3行目、軽自動車検査情報提供サービス使用料13万9,000円につきましては、軽自動車の税率改正に対応するため軽自動車税の検査情報を地方公共団体情報システムより提供を受ける使用料となっております。次の節19負担金、補助及び交付金は、説明欄記載の新宮地区税務協議会分担金9,000円、租税教育推進協議会分担金7,000円、そして地方税電子化協議会会費等の26万2,000円を計上しております。地方税電子化協議会会費等は、地方税電子化協議会が地方税統一のポータルサイトであるeLTAXにより給与支払い報告書等の電子申告の窓口運営、社会保険庁との年金データの連携のための経由機関や国税申告データ連携のための経由機関となっております。この協議会の会費、運営分担金や負担金を計上しております。

次に、目2賦課徴収費でございますが、本年度1,209万8,000円を計上させていただいております。前年度と比較して18.6%の減となっております。節4共済費と節7賃金につきましては、課税時期に雇用しております臨時事務補助員1名に係る費用を計上させていただいております。前年度に予算計上しておりました常駐の臨時収納嘱託員1名につきましては、国保特会より支出となっておりますので、その分が賦課徴収費の減の主な要因でございます。節11需用費のうち印刷製本費133万円につきましては、各税の納税通知書などの印刷費用が主なものでございます。次に、節12役務費440万1,000円でございますが、備考欄記載の通信運搬費349万

6,000円につきましては、主に郵送料を計上してございます。また、手数料90万5,000円につきましては、口座振替等に係る手数料として21万4,000円、コンビニ収納に係る手数料59万円などを計上してございます。次のページ、68ページをお願いいたします。節13委託料37万7,000円につきましては、備考欄記載の税等収納業務委託20万6,000円、これにつきましては町税の集金業務をお願いしております地区集金人の方に支払う収納業務委託金でございます。次の行の不動産鑑定業務委託17万1,000円、これにつきましては、差し押さえした土地の公売を目的としまして不動産鑑定士に鑑定を委託するもので、1件分を計上させていただいております。節23償還金、利子及び割引料460万円につきましては、各税について賦課徴収した税額に係る過年度分の過誤納金の還付金を支払うもので、今年度は前年度と同額を計上させていただいております。

以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 住民課の関係について御説明申し上げます。

23ページをお願いいたします。

歳入です。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、本年度予算額1,644万1,000円のうち、節区分1斎場使用料1,140万円は、町内280件、町外50件、合わせて330件を見込んでおります。節区分3墓地使用料51万円は1件17万円、3件を計上しております。

次に、25ページをお願いいたします。

項2手数料、目1総務手数料、節区分1戸籍手数料444万6,000円は、戸籍、除籍謄本等の交付に係るものでございます。7,560件を見込んでおります。次の節区分2住民基本台帳手数料225万円は、住民票及び謄本等7,500件の交付分を計上しております。節区分5諸手数料です。住民課の関係は、印鑑証明等の取り扱い分といたしまして5,100件、153万円を計上いたしました。次の節区分6臨時運行許可申請手数料7万5,000円は約100件分を計上しております。

目2衛生手数料、本年度予算額4,639万円の内訳といたしまして、節区分1畜犬登録手数料21万円、新規畜犬登録分を計上しております。節区分2狂犬病予防注射済票交付手数料38万5,000円も前年度と同様に計上いたしております。続きまして、節区分3廃棄物処理手数料は4,579万5,000円、内訳といたしまして、クリーンセンターに持ち込まれますごみ処理手数料2,120万円、指定ごみ袋による処理手数料販売分ですが、2,459万5,000円を見込んでおります。

27ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節区分6保険基盤安定負担金2,624万6,000円は、低所得者への軽減措置に係る保険者支援分を一般会計で受け入れるものでございます。

次の28ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節区分1循環型社会形成推進交付金691万6,000円

です。説明欄記載のとおりでございますが、浄化槽設置整備事業費分を予定するものでございます。

31ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金、節区分1人口動態事務取扱費委託金2万9,000円、次の節区分2自衛官募集事務費委託金3万円、これらは事務取扱に対する国からの委託金でございます。節区分3中長期在留者住居地届出等事務費委託金19万3,000円は、日本国籍を有しない者の届け出や法務省との連携等、これらの事務取扱に対する国庫委託金の受け入れでございます。

次に、目2民生費委託金、節区分2国民年金費事務委託金560万2,000円は、平成27年度の概算交付額及び精算交付見込み額をもとに計上いたしております。

32ページをお願いします。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金で、節区分6保険基盤安定負担金1億626万6,000円は、国庫負担金と同様、軽減措置に係る説明欄記載の県負担金でございます。次の節区分7後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金5,468万7,000円は、保険料の軽減分に対する県の負担金でございます。

34ページをお願いします。

項2県補助金、目2民生費補助金で、次のページになりますが、節区分9重度心身障害児者医療費補助金1,586万4,000円、次の節区分10ひとり親家庭等医療費補助金818万円、そして節区分13乳幼児医療費補助金833万円は、それぞれ説明欄記載の補助対象事業費に対する県補助金でございます。

目3衛生費補助金、住民課の関係といたしまして節区分1浄化槽設置整備事業費補助金691万6,000万円です。国庫補助と同様、歳出で予算措置をいたしております57基分の浄化槽設置整備事業費に対するものでございます。

47ページお願いいたします。

款20諸収入、目1雑入です。住民課の関係といたしまして、上から7行目、8行目でございますが、リサイクル用金属等売払、金属、古紙、プラスチック類等、選別、集荷後の売り払い金でございます。平成22年度から資源化处理を行い、入札公売の見込み額を算出、計上いたしました。

続いて、63ページをお願いいたします。

歳出です。

下段でございますが、款2総務費、項1総務管理費、目11諸費です。節区分9旅費、そして次のページでございますが、節区分14使用料及び賃借料、節区分19負担金、補助及び交付金、このところに色川診療所の管理費と自衛官募集事務費を含んでございます。色川診療所では診療所土地借上料を含み、維持管理費全体で30万5,000円を計上して、自衛官募集事務費といたしましては会議出張旅費や県防衛協会負担金などで4万5,000円を計上いたしました。

次に、69ページをお願いいたします。

款2総務費、目1戸籍住民基本台帳費、本年度予算額3,194万7,000円は、人件費のほか戸籍謄抄本、住民票、また印鑑証明等諸証明の交付に係る経費や戸籍、住基等システム業務に要する関係費用を計上いたしております。節区分7賃金331万1,000円は、戸籍係に臨時職員2名を配置いたしております賃金でございます。節区分13委託料130万4,000円は、説明欄記載の保守業務及び住基システムの改修分となっております。節区分14使用料及び賃借料464万8,000円は、前年度同様、戸籍システムソフト使用料とシステム借上料が主なものでございます。

77ページをお願いいたします。

款3民生費、目1社会福祉総務費、節区分19負担金、補助及び交付金、説明欄3行目でございますが、後期高齢者医療広域連合負担金412万5,000円は、広域連合の人件費を含めた事務経費を県下30市町村が高齢者人口割が45%、そして全人口割が45%、均等割10%により算出されたものでございます。節区分28繰出金6億8,389万7,000円につきましては、それぞれ国民健康保険事業費特別会計及び後期高齢者医療事業費特別会計への繰出金でございます。

下段の目2国民年金事務費、本年度予算額513万4,000円は、1名の人件費のほか、次の78ページにかけまして、国民年金の裁定請求や免除申請、年金取得、喪失等に係る事務費を計上いたしております。

86ページをお願いいたします。

目8重度心身障害児者福祉医療費、本年度予算額3,678万8,000円は、人件費のほか医療給付に係る節区分20扶助費3,158万8,000円で、一般被保険者対象者が137人、後期高齢者対象者は114人分の医療費を計上いたしております。

目9ひとり親家庭等福祉医療費、本年度予算額1,862万4,000円は、18歳までの児童がいるひとり親家庭に対する医療費の自己負担分を給付しております。節区分20扶助費1,790万8,000円は1人当たり3万2,500円、対象者551人分を計上いたしております。

94ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目4子ども医療対策費、本年度予算額4,185万1,000円は、1,450人を対象者として医療費の自己負担分の給付をしております。主なものといたしまして、節区分13委託料、説明欄上段の158万7,000円は、医療費の審査支払委託料でございます。約1万6,000件を見込んでおります。節区分20扶助費4,015万円の説明欄、子ども医療費3,915万円、これは1人当たり平均医療費2万7,000円を計上いたしております。

97ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、本年度予算額のうち住民課の関係は48万9,000円で、節区分7賃金、97ページ、済みません、節区分7賃金、そして2狂犬病予防注射に係る臨時雇賃金初め関連する消耗品、郵送料等の事務費を計上いたしております。

98ページです。

目3環境衛生費は、本年度予算額1億8,629万8,000円を計上しております。環境係職員3名の人件費のほか、主なものは節区分11需用費623万4,000円、これは斎場の火葬用燃料費、そして修繕料では火葬炉の補修、町営墓地の維持補修費となっております。次のページでござい

ますが、節区分13委託料、説明欄記載の斎場管理業務委託832万7,000円、火葬業務のための斎場の業務管理の委託料でございます。節区分19負担金、補助及び交付金は、1億5,376万8,000円をお願いしております。説明欄記載の環境衛生施設一部事務組合負担金1億1,508万1,000円は、前年度より64万2,000円の減額となっております。太地町と那智勝浦町が運営費を負担しておりますが、本町が87.55%、太地町が12.45%となっております。次に、勝浦港美化推進協議会補助金80万円、毎月第3水曜日の美化清掃を行っております。主に、清掃船の港湾内巡回清掃委託費が主なものでございまして、これら美化活動に対する補助金でございます。次に、浄化槽設置整備等補助金2,074万8,000円は、主に5人槽を中心といたしまして総設置基数57基を見込んでおります。新年度より県の事業要綱改正にもよりまして、単独浄化槽の撤去に伴う合併浄化槽の設置に9万円を加算する事業要綱の改正も予算案御可決後に予定しております。次に、生ごみ処理容器購入事業に係る補助金25万円、これはコンポスト、EM容器、電気式生ごみ処理機、各10台に対する補助金を予定しております。田辺市におきまして最終処分場整備計画が進められております。紀南環境広域施設組合の28年度町の負担金1,685万8,000円を計上いたしまして、27年度に引き続きまして用地購入の残事業分を予定しております。

99ページ下段でございます。

公害対策費、本年度予算額92万5,000円です。次のページお願いします。節区分13委託料90万円は、年2回、河川、海域等46カ所の水質検査に係る委託料でございます。

103ページをお願いいたします。

項2清掃費、目1塵芥処理費、本年度予算額4億3,277万5,000円は、前年度より8,320万円の増額となっております。財源内訳の欄でございますが、特定財源、これ5,279万5,000円は、クリーンセンターにおける持ち込みごみの廃棄物処理手数料と資源化分別による金属等売却収入を予定しております。節区分7賃金1,608万8,000円には、クリーンセンターの計量等受け付け事務1名、不燃物や古紙等の資源化処理業務の分別を行っております臨時雇用5名、そして指導員1名、計7名分の臨時職員賃金です。節区分11需用費7,333万8,000円は、説明欄記載の消耗品費が2,257万2,000円で、指定ごみ袋13万1,000冊、2,069万円を予定しております。燃料費301万2,000円は、主にじんかい収集車及び管理車両の燃料費でございます。光熱水費3,428万4,000円は、処理施設に係る電気代が約9割、残りが水道使用料等でございます。修繕料1,327万円は、一般廃棄物収集車及び管理車両の車検整備を含めた自動車修繕料が327万円、そして施設の緊急修繕分を1,000万円計上いたしております。節区分12役務費4,353万6,000円の説明欄でございますが、通信運搬費719万2,000円は、焼却残渣など一般廃棄物の最終処分場への運搬手数料でございまして、760トン予定しております。次の手数料3,586万9,000円は、焼却残渣、破碎ガラス等の処分手数料2,743万2,000円を初めまして粗大ごみ、家電等の処分手数料132万円、廃蛍光管、乾電池処分手数料219万円及び指定ごみ袋売りさばき手数料448万5,000円が主なものとなっております。次のページの節区分13委託料でございます。2億8,648万7,000円を計上いたしました。説明欄記載でございますが、ごみ収集・ガラス類処理業

務委託に係る3,350万円、これは町の収集計画及び臨時対応など、ごみ収集及びガラス類処理業務に対する委託料でございます。次に、ごみ焼却施設運転管理業務委託でございますが、運転管理業務と定期補修工事分に加えまして、消耗品費代、維持更新工事費、焼却に必要な薬剤費など事務所管理も含めまして包括委託契約といたしまして合計2億5,040万9,000円を計上いたしております。前年度に比較いたしまして7,602万1,000円の増額です。その内訳といたしまして、運転管理業務委託4,624万6,000円、そして通年の定期補修工事費2,073万6,000円、焼却炉の主要設備の維持、更新といたしまして電気計装、建築設備等合わせまして1億6,184万9,000円、部品調達予備品、薬剤、消耗品費といたしまして2,157万8,000円となっております。新年度におきまして主なものといたしましては、ごみクレーン、電気計装機器など炉の運転に必要不可欠な機器類の更新を計画するものでございます。5行目の大気・水質等測定業務委託200万円は、例年同様、県への報告義務となっておりますクリーンセンターの排出ガス、水質、集じん灰及び作業環境測定等の委託料でございます。節区分19負担金、補助及び交付金80万円は、焼却残渣などの処分に対する環境保全負担金を計上いたしております。節区分27公課費44万3,000円は、パッカー車を初め6台分の自動車重量税17万8,000円、そしてごみ焼却料及び重油使用料で算定されます硫黄酸化物汚染負荷量賦課金26万5,000円となっております。

住民課の関係は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） 水道課の関係について御説明させていただきます。

21ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款12分担金及び負担金、目1衛生費分担金、節区分1污水处理施設分担金1,000円は、新規加入分担金を予定しております。

23ページをお願いいたします。

款13使用料及び手数料、目3衛生使用料、節区分2污水处理施設使用料453万1,000円を計上いたしております。昨年度より40万1,000円の減となっております。前年度におきます戸数及び使用水量の減少により減額をいたしております。使用戸数は128戸を予定しております。

102ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款4衛生費、目7那智の郷污水处理費は453万2,000円を予定いたしております。節区分11需用費131万8,000円のうち光熱水費88万8,000円は電気水道使用料でございます。修繕料は30万円で、前年度と同額であります。節区分12役務費の82万5,000円につきましては、浄化槽清掃手数料が主なものとなっております。節区分13委託料138万9,000円につきましては、検針業務及び施設管理委託料でございます。節区分25積立金100万円につきましては、事業基金を積み立てるものでございます。

目8簡易水道費1億9,820万円、目9水道費615万2,000円の繰り出しをお願いいたしております。

ます。これは、簡易水道事業費特別会計及び上水道事業会計で御説明させていただきたいと思  
います。

水道課の関係につきましては以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することを決定しました。

延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時41分 延会